

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	佐藤雅人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、本日は大変お忙しい中、傍聴に御来場いただきましてまことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 西岡一成君の発言を許可します。

西岡一成君。

○3番（西岡一成君） おはようございます。

傍聴の皆様方におかれましては、早朝より、またお寒い中、わざわざお出かけをいただきましてありがとうございます。

総選挙も終わりましたが、投票率が何と52%、戦後最低の低さであります。我々議員においては、やはり国民の政治に対する期待や信頼というものが大変揺らいでいる。そのことを肝に銘じて、これからの議会活動も精進をしていきたいと思っております。

私、改革の西岡一成でございます。

さて、本日は3点にわたり一般質問を行いたいと思います。

まず1点目は、堀市長の親族企業に対する利益供与問題と百条委員会の報告について、それから2点目は保育所の民営化の問題について、それから3点目は補助職員の労働条件の見直しについて、以上であります。

逐次、質問席から質問を行わせていただきたいと思います。

まず第1点目であります。堀市長の親族企業に対する利益供与問題と百条委員会報告について。

路線番号9-1265号線の市道認定における堀市長の親族会社に対する便宜供与問題を調査する百条委員会が3月5日設置されまして、10カ月にわたって調査が行われてきたところであります。その間、一度も議会への中間報告もなされないまま、最終の百条委員会が9日開かれ、調査報告書が出されたとのことであります。

10日付新聞各紙によりますと、堀市長による不正な便宜供与を認定する報告書を7対2の賛成多数で可決した、中日新聞。堀市長の言動には、便宜供与があったと結論づけた調査結果報

告書案を賛成多数で可決した、岐阜新聞。市議会百条委員会は9日、便宜の供与はあったとする調査結果をまとめ、賛成多数で可決した、朝日新聞。百条委は、①市は基準を満たしていないとして、市道認定しないとの判断をした。②その後、市長の指示で認定基準を見直し、市道として認定したなどとし、市長の行為は特定企業への便宜供与だと結論づけた、毎日新聞。報告書によると、堀市長は親族会社の宅地分譲地内の道路を一度は市道に編入できないと決済したが、その後、みずから担当課に指示して市道編入要綱を作成して、編入できるようにしたと指摘。市長の言動については便宜供与があったと認められると結論づけた、読売新聞。

以上のとおり、新聞各紙は共通して、百条委員会の報告書は市長の便宜供与があったと結論づけたと報じております。したがって、報告書の結論は、そのような内容であったものと推察されます。

そこで、執行部にお尋ねいたします。

路線番号9-1265号線の市道認定について、百条委員会の最終報告書は堀市長の便宜供与を認めたものとなっているようですが、その結論に対して、執行部はどのような見解を持っておられるのか。堀市長の便宜供与と認識しておられるのか、あるいは便宜供与ではないと認識しておられるのか。いずれの場合も、その根拠を具体的事実に基づいて明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 皆さん、おはようございます。

西岡議員の質問についてお答えいたします。

議員の質問は、平成25年6月24日、調査士を介し、担当が意見を付して回答したことからと思いますので、時系列で申し上げます。

その後、日時はわかりませんが、堀市長より私に電話があり、息子にここの開発基準はどうなっているのと言われ、市長が開発基準に関して職員に説明したいので、担当者、関連がある職員を集めるよう指示があり、6月28日に私が、7月2日の会議、道路帰属内容打ち合わせで、招集案内を都市開発課、都市管理課の担当、総括課長補佐、課長に、都市開発課の担当にメールしていくよう指示いたしました。

7月2日の会議は、担当が用意した平面図、市道編入基準、岐阜県宅地開発指導要領の袋路状の抜粋のコピー資料をもとに、道路幅員は6メートル以上であること、岐阜県宅地開発指導要領の袋路状の基準の説明を通して、市道編入基準の袋路状の記載内容の誤り、不適切さの指摘、それから背割り水路関係についてを市長から説明を受け、そこだけを特化しての説明ではなく、市内全域に当てはめる内容でありました。その後、皆で協議し、その結果、瑞穂市市道編入基準の変更になったものであります。

その後、平成25年7月25日、記載題目で用途地域の無指定地域で開発される新設道路の寄附

採納についての中段に記載のあるように、準備に入ったものであります。

その後、平成26年2月7日、瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱の告示が事実経過と思っております。したがって、そのときには利益供与があるものは感じておりませんでした。

今現在は、12月10日の産業建設委員会協議会で説明させていただきました瑞穂市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱、同要綱に係る設計市道基準、宅地開発事業における道路・水路等の構造等の技術基準、瑞穂市市道の認定に関する基準を作成でき、この関連での事務処理で、職員が迷うことなく指導できるものになっておると思っております。以上です。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員の市道認定に関する利益供与の問題についてお答えをさせていただきます。

9月議会でもお答えしておりますが、今回の市道認定の事務の取り扱いに関しては、幾つかの課題がありました。文書管理、保管状況はどうであったのか、公務員に課せられる守秘義務はどうであったのか、実務面での瑞穂市市道編入基準はどのような経緯で作成され、運用されてきたのか、市道認定や市道として寄附採納を受ける場合の手続や進め方など、行政指導が適正であったのかという点を考えております。要するに、行政指導、行政事務が適正になされているか、また公平・公正な事務の執行であったのかという観点に絞って、職員から聞き取りを行ったものです。

平成18年から20年度にかけて、市道認定の担当者であった者が貸与されたパソコンで策定したのですが、この共有フォルダに保存されており、保存の際に記録される保存履歴に職員番号、作成履歴、更新履歴があります。このときの職員番号から、この職員であったということがわかりました。平成26年8月8日午後本人と連絡がつき、瑞穂市市道編入基準に関して尋ねたところ、条例などは作成はしていた記憶はないが、規則は作成したということから、同日午後4時には都市管理課長と職員1名に訪問してもらい、瑞穂市市道編入基準を見せたところ、自分が作成したということの回答を得ましたので、後日、平成26年8月13日午後2時20分に私と秘書広報課長が訪問し、その経緯を尋ねました。

その内容は、瑞穂市市道編入基準は、平成18年度に市道認定の担当者となり、みずからが自発的に都市管理課にあった市道認定の手書きの資料と県の宅地開発指導要領を参考に、上司に相談することなく作成をした。この瑞穂市市道編入基準で、市道認定の全ての事例を当てはめることは困難であるから、この内容で完成形だとは認識はしていないということで、この瑞穂市市道編入基準を決裁した記憶はなく、あくまでも事務上の自己の手持ちの資料のために作成したということでした。実務的には、県の宅地開発指導要領に該当するかを優先的に考え、上司と相談しながら判断し、瑞穂市市道編入基準はあくまでも担当者である自分の資料であって、この瑞穂市市道編入基準だけを用いて市道認定することはできないもので、してはいけないと

いうことを話していました。この内容から、瑞穂市市道編入基準の取り扱いに関する事実や経緯がわかり、この基準を用いた判断が有効であるのかということが疑問になります。

過去における市道認定は、県の開発基準要領に準拠してきたことや、開発業者との十分な協議の中で上司と相談し、認定したことから判断し、今回はこのように効力のない瑞穂市市道編入基準をもとに起案したことが問題になります。

地方自治法第2条には、地方公共団体は法令に違反してはならない、また条例には、違反して事務をしてはならないということがあります。地方公務員法第32条にも同様に規定しております。瑞穂市法令遵守の推進条例には、法令遵守の重要性を深く認識し、公平・公正な職務の遂行に努めなければならないというふうに規定しています。

また、自治法第16条には条例規則等の公布について定めています。規則、その他規程で公表を要するものは準用するとあります。逐条解説を読むと、この公表に要するものとは地方公共団体の内部に限るものではなく、住民その他外部的な事項にかかわるものは公表を要するとしています。よって、この瑞穂市市道編入基準は、公布や公表されていないとその効力は生じないことから、この基準を用いた判断は適正な事務処理であったとは言えないと考えています。

御質問の市道認定について、便宜供与があったかどうかですが、先ほど弘岡部長の答弁にもありましたように、私が7月2日の道路帰属内容打ち合わせ会議に出席した都市整備部の職員に、この瑞穂市市道編入基準の存在をどう認識していたのかということを知るために、聞き取りを副市長と行いましたときに、7月2日に市長が瑞穂市市道編入基準に間違いがあると指摘したことに対して、職員がその瑞穂市市道編入基準の内容の間違いに対して職員が納得をしていたこと、また市長が新たに要綱を作成するという指示をしたことにも統一的な事務処理ができるというふうに理解をしており、そのような聞き取り内容から市内全域にわたる統一的な基準と考え、便宜供与とは私は考えておりません。以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） お2人とも、堀市長の行為については、百条委員会の結論とは違って便宜供与ではないということを言われました。

そして、今森部長から答弁もございましたけれども、ポイントはサーンホームの市道認定に当てはめた基準、これは瑞穂市市道編入基準というものであったわけですがけれども、この基準の性格及び効力はどのようなものであったか、ここが非常に便宜供与、便宜供与でないということ左右する大事な大事な点だと思います。そういう意味でいいますと、9月議会でも報告をしていただきましたけれども、当時の市道認定の担当者がその瑞穂市市道編入基準を作成したと、このことが明らかにされました。そして、その内容については、あくまでも自分の手持ち資料として作成をしたと、そういうものである。したがって、市道認定に正式に当てはめる、

そういう文章ではないということを経営者自身が話をしたと。これも決定的に大事な証言ではなかろうかというふうに思います。

なぜならば、百条委員会の設置の根拠は、瑞穂市市道編入基準を当てはめて、そしてその中で行きどまり道路は認めませんよと書いてある基準に基づいて、サーンホームの市道認定を認めなかった。そのことに対して、9月議会にも申し上げましたけれども、サーンホームの社長は市役所にも行った。そして、市長にも直接電話をかけられて、瑞穂市はどうなっている、どういう基準で市道認定をしているんだ。役所に行ったら、県の開発許可基準、宅地開発指導要領に基づいてやってもらえばそれでいいですからと言われて、県のこの宅地開発指導要領の50、51ページの文書を2枚もらってきたと。これがもしほかの業者であったら訴訟物になるぞということで、激しく抗議をされて、そこで自分たちは認めないという決裁をしてきたんだけど、実際にどうなっているんだという調査で、この瑞穂市市道編入基準が当てはめられていたということがわかったわけですね。

けれども、それは執行部から提示をしていただきました資料、いわゆる平成15年の合併時から、それから平成21年までの間に都市計画区域外における市道認定は何本あって、それがどういう基準によってなされていたかということも明らかにされております。これは、今申しあげました県の宅地開発指導要領を当てはめて、7本全部市道認定をしてきたと。そして、その中の一番最後の21年度の1件は、同じくサーンホームでありました。それについては、ここにおられるお2人の議員さんを除いて、ほかの議員は全員賛成をしております。県の宅地開発指導要領を当てはめて市道認定をしたその議案に対して、お2人を除いて全員賛成をしておるの。百条委員会の設置を要求された皆さん方の意見からすると、瑞穂市市道編入基準を平成17年につくって当てはめてきたと、正式な文書なんだというと、今申しあげた7本の市道認定自体を賛成しちゃいけないんです。論理的に賛成できるわけがない。賛成したということは、県の開発許可基準の当てはめ、宅地開発指導要領の当てはめを認めた、だから賛成したということなの。いや、そうじゃないんだと、瑞穂市市道編入基準が正式な文書で正しいんだというのであれば、そのみずからが賛成した市道認定を取り消さなきゃだめ。そうでないと、話が合わなくなってくるんであります。

そういうことを含めて、副市長、9月議会でも答弁されていますけれども、改めて便宜供与の問題について、明確な答弁をこの場でしておいていただきたい。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） それでは、西岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

かねてよりこの問題については、百条が起きたときに、もともとはどうであったかということで、行政内部でも調査をしたというお話をしてしております。それで、もとをただせば、穂積町・巢南町合併協議会の協議事項の調整方針の中にこの問題があったわけですが、そ

れが十分調整されないまま合併がなされ、以後事務が行われてきたという経緯があるということでございます。

その点については、先ほど来、都市整備部長並びに企画部長が答弁した内容にあるわけでございますけれども、いわゆるあったとされた市道編入基準が、実は私たちが行った調査では正規な手続を経ずして存在していた文書であって、したがって法的な効力のない文書と判断をしておるところでございます。

それで、今西岡議員もおっしゃったように、過去のなした行政行為と比較をしながらこの問題を考えてみますと、そもそも市は条例があるわけございまして、行政手続条例、いみじくも今回その行政手続条例の改正がございまして、この議案第74号で上げております。その中でも行政指導等、改めて検証する中で、この行政手続条例の第34条の規定は、同一の行政目的を実現するため一定の条例に該当する複数のものを対象とする行政指導をしようとするときは、市の機関はあらかじめ事実に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならないと定めております。これに則して、市は本来公表できる文書を保持している必要があったわけでございますが、市道編入基準はその文書には該当せず、よって公表できるものはなかったということでございます。条例で言う文書たるには、市の文書規程があるわけでございますが、この第7条に定める文書が該当すると思われませんが、とすれば告示、または公示という手続を経る必要があるわけでございますが、この市道編入基準はそうした正規な手続を経ておらず、しかも作成者本人の説明でも、そうした位置づけの文書ではなく、誰にも相談したり提示したものでもなく、全く自己の覚え、手持ち資料として作成したものと語っております。

また、今回問題となっている同様の過去の事案についても、この文書を当てはめて判断した記憶がないと断言していることから、効力のない文書であったと市では判断したところでございますが、よってこれを行政判断に当てはめた行政行為は適切でなく、瑕疵ある行政行為であったと以前の一般質問でもお答えをしたところでございます。

今回、こうした事態を踏まえまして、市長が7月2日に担当部署の職員を集め、実態を聞き取りして、担当課内で根拠規定が曖昧で効力をなさないものを内規として使っておったという事実を踏まえまして、市長みずから統一した見解でもって要綱化を指示したことについては、一定の為政者としての客観的な妥当性はあるものと考えるところでございますが、この行為は行政本来の形にされる経緯、手続であったというふうに思っているわけでございます。したがって、そのきっかけが利益供与、あるいは便宜供与に当たるとは、私たちは考えていないところでございますので、西岡議員の御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 議長のお許しをいただきまして、資料配付をお願い申し上げたいと思

ます。

〔資料配付〕

○市長（堀 孝正君） 今、瑞穂市市道編入基準、問題になっております資料を配らせていただきました。

百条委員会の中で、17年基準として質問がされております。ここに括弧して17年と、去年に一職員が17年度作成と入れてしまった。そのぐらいのいいかげんなものでございます。これをよく見ていただきたいと思います。この2条の3項、通り抜け道路である、これだけを強調しております。皆さん、よく、議会の皆さんも、傍聴もきょう見えます。

今、瑞穂市はどんどん人口がふえております。宅地開発がされておりますが、されております道路を見てください。全て行きどまりの道路、約90%行きどまりの道路、水路で全部行きどまっております。あるいは、水路であるから認められておるわけではございません。いいですか、これは県の開発指導要領で55メートル以内ですから認められておるんですよ。あの水路が60メートル先にあったら、転回広場をとらなくてはいけない。絶対に60メートル先に水路がありますから、行きどまりでは転回広場をとらなくてはいけない。これを当てはめたら、瑞穂市の開発は一つもできないということですよ。議員の皆さん、原点に返って考えてくださいよ。これを当てはめたら、瑞穂市の開発は一つもできない。そのことすら、皆さんわかっておりますか。これを当てはめたら、瑞穂市の開発は一つもできない。現在やっております開発、人口がふえております。全部水路で行きどまっておる。これは、なぜいいかといったら55メートル以内。昔の土地改良が30件で54メートルです。そこへ道路を確保しておりますから52メートルぐらいです。ですから、水路で行きどまって、ガードレールで行きどまりですかね、あれ通り抜けですか。それは、開発指導要領にマッチしておるからいいんです。それと同じものが、サンホームから出ておりますのが33メートルの6メートル、開発指導要領にマッチしておるんだよ。

これ1つで、皆さん、議会の皆さん、このぐらいのことはこの6条を見てください。私が百歩譲ったとして、上記に規定された要件を満たしていない場合でも、道路交通上、または市長が必要と認めるものについては編入することができる。市長権限で、どんなあれでも、この基準からいったら、これを使ったら認めることができると書いてある、私は初めて職員を集めまして見ましたときに、ここを見ましたよ、はっきり申し上げて。私の権限でこんなもん認めると言えば、それだけで終わるんですよ。それではだめであります。見たら、これが間違っておるのも、私は一遍にわかったわけでありまして。はっきり申し上げまして。

ですから、やはり先ほど西岡議員からありました、5月20日に役所へ聞きに行ったら、見せる資料、出す資料はありませんといって、県の指導要領の50ページと51ページの2枚を渡して、このようにしてくださいと。それで出したものは、申請したものですよ、この指導基準で通

り抜けでないからだめと、全くの話。

瑞穂市にはこの12年間、何もこの基準とかそういうものが、しっかりしたものがなかったことが、息子の指摘で瑞穂市だけがない。だから調査しようと言った。だから私、職員を集めて調べたら、これでやっておる。これは市民に見せられなかった、はっきり言って。そんなもんでやっておったということがわかったんです。今度きちっと、これが皆さん、岐阜市の宅地開発の申請の手引、やはり中核都市はこれだけのものをつくって指導しております。これが本巢市の市道基準、設計基準です。お客さん、業者、市民に渡せる。瑞穂市はこの12年間何もなかった。それが息子の指摘でわかった。この紙切れ1枚が、この編入基準なんかをやっておったんです。もうこんな間違った物差しを当てておたらだめ。

だから、きちっとした、やはり市民に資料で渡して、業者に資料を渡して、指導ができるようにしなさいと、そういうこと。それが便宜供与ですか。よく皆さん御理解いただきたい。今度はきちっとできました。はっきり申し上げて、そのあれで、きちっとした調整監が中心になりまして、できました。今度は新人職員でも、何も知らない職員でも、これを見て説明ができる、指導ができる、そういうのが実態でございます。

それが今回の件で、それを便宜供与。庄田議員がはっきり申し上げました。こんなことは、産業建設委員会でやるべきことなのを一回もやらんと、委員長がですよ。いきなりこの本会議で便宜疑惑がある、マスコミを呼んでおいて世間に知らしめた。こんな百条委員会が日本の1,750の自治体の中であるか調べてください。これが今回の百条委員会なんです。

どうか議会の皆さん、よくこの今お見せしたこの基準、6条もよく読んでください。市長の権限、皆さん、百条で前の市長が呼ばれたと思います。私は、基準はなかった、地域の利益になることなら見てきた、こんないいかげんな話はありません。はっきり申し上げまして。それは、地域の利益は業者の利益なんです、はっきり言って。それではだめなんです。やはりきちんとした基準、要領によって、やはり指導するのが当然である。今度の件でそれがわかりましたので、きちっとつくらせていただいた。これが今回の実態でございます。そのことを御理解いただきますようお願いを申し上げて、私の答えとさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 一般の住民の方に新聞を読んでもわかりづらいと思うのは、県の宅地開発指導要領とはどんなものであって、そして瑞穂市の市道編入基準というものはどんなものであって、それぞれの性格はどういうもので、どこが違うのかということを知る機会というものはないと思うんですね。今、瑞穂市市道編入基準の第2条の第3項の通り抜け道路であるということが市道認定の基準であるよということが書かれておるんですけども、これ自体が効力のない担当職員の手持ち資料、しかもこれはまだ完成途上のものであるというふうには本人

は言っておるそうでありますから、この基準をサーンホームの市道認定に当てはめること自体が、執行部が答弁をしたように瑕疵ある行政行為として誤りなんです。これを認めることは法律違反になる。だから、それを瑕疵ある行政行為として、後々になってからではあるけれども、調査の結果、明らかになった段階で、瑕疵ある行政行為は無効というふうに断定を執行部一丸となってされたということは、これは非常に大事なことであります。

ただ、先ほど市長が申されましたけれども、この瑞穂市市道編入基準の第6条には、市長が必要と認めるものについては編入することができるということを引用して言われましたけれども、実はその6条自体無効なんです。だから、無効なものを根拠にして、書いてあるからと強調することは、それでいいんだというようなニュアンスにも聞こえますので、それは間違いなはずですよ。そこをきちっとやらんと、話がとにかく何を聞いているのか、聞く人たちは余計にわからなくなる。そこはちゃんとしてください。

○議長（若園五朗君） 2番 くまがい君、静粛に。

堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私は、はっきり申し上げて、百歩譲っての話で申し上げたところで、そういうこともできると書いてあるけど、私はあえてこんなことは間違っておるから、だからやらなかったということでございますので、こんなあれは全く間違っておるということで申し上げておる。それで、裏につけておりますのが、これですね。前の市長がこの同じ内容のものを認めておる、ここにも書いておる。県の開発基準に準拠しており、やむを得ないと、それをあわせてつけておきました。これで、この都市計画区域外の7本全部100%認めてある。そのために裏側につけておきましたので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 話の途中だったんですけれども、その点だけ明確にしておかないと、また誤解が生まれて、ああだこうだという話になってはなりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、瑞穂市市道編入基準というのは、担当職員の手持ち資料として作成をされた未完成のものということを申し上げましたけれども、それからもう1つ、住民の皆さんにわかっていたきたいのは、この県の宅地開発指導要領の50、51ページというものでありますけれども、これは傍聴者の皆さん方も、岐阜県のホームページにアクセスをしていただければ、開発許可事務の手引ということで、開発許可の基準（技術的基準）というところがありまして、その中の50ページのところで、道路形態、道路の基準について書かれております。

それは、1. 道路は原則として袋路状としないこと、これは原則ですね。関連区全体の地形、または街区構成上やむを得ない場合で、次の一の基準に、一というのは1つということですね、

基準に適合するときは、区画道路を袋路状とすることができる。この場合、当該道路は開発区域の境界に達するまで設けることとして、ア、イとあるんですけれども、イに自動車の転回広場、避難道路等が道路と他の道路の終端に設けられており、図3-9の基準に適合している場合、この場合、道路の延長が55メートル以内のときは転回広場を設けないことができると、こういうことが書かれております。

そして、先ほど申し上げた平成15年から21年までの間に認定された7本の道路も全て6メートル、それから行きどまり道路だけでも55メートル以内ということの枠にはまっております。それを認定されております。これが事実であります。

ですから、インターネットでアクセスして、それが見られますので、自分の目で確かめて是非を判断していただきたい。新聞報道が全て正しいわけじゃない。一般の皆さん方は、新聞報道は公正・中立であるというふうに思っておられるかもわかりませんが、実際はそうじゃない。全くむちゃくちゃであるということもあるわけです。

例えば、これは執行部に事実関係であるかお聞きしておきますけれども、12月10日付の岐阜新聞にこう書いてあります。堀市長は昨夏、親族の建築会社が同社の住宅分譲地内にある行きどまり道路の市道編入申請を断られた後、担当課に指示して市道編入要綱を作成させ、行きどまり道路が市道に編入できるようにしたと断定的な記事を書いております。これは百条委員会が言ったとか、報告書がこう書いてあるということじゃなくて、岐阜新聞の記者の見解です。それを明らかにされております。この記事を読んだら、行きどまり道路は市道に編入できない、このことが前提とされております。その上で、行きどまり道路を市道に編入できるように担当課に指示して要綱を作成させた。だから便宜供与だという方向に、読者を誘導する内容になっております。報道の中立性という観点からしても、その偏向ぶりは看過できないものがあります。

執行部に改めてお尋ねいたしますけれども、この岐阜新聞の記事の中身は事実にならなかったものなんでしょうか。その点を明らかにしてください。名誉毀損にもなります。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今回の西岡議員の質問の中で、今市長も申しましたとおり、岐阜県の宅地開発指導要領の中でのものと見ると、ここの文章だけでは、行きどまり道路が市道に編入できるようにしたとありますが、先ほど市長が申されたとおり、県の宅地開発指導要領の55メートル以内の道路の場合は、ただし規定でそれを準用しているということですので、この文章の書き方が足りないと感じます。

○議長（若園五朗君） 西岡一成君に申し上げます。あと質問が2問ございますので、時間がごらんのおりでございますので、よろしく申し上げます。

○3番（西岡一成君） はい。もっと明確に判断をして、事実と違う点については、新聞社に対

して厳しい抗議をしていかなければいけないと思います。報道の自由はあります。最大限尊重されなければいけない。けれど、それは一方の情報に偏って住民に提供するということでは、やはりジャーナリズムではないです、そんなもんです。もっと公平・中立に両方から情報を聞いて、その裏取りもしっかりやった上で一般読者に記事を提供する。こういうことが当たり前のことだというふうに思いますので、ぜひ厳しい対処をお願いしたいと思います。

時間があと10分ほどしかございませんので、あとの2点について、簡単に結論的な部分だけ申し上げたいと思いますので、答弁のほうをよろしく願いをいたします。

保育所の民営化についての問題であります。

11月10日に開かれました平成26年度瑞穂市次世代育成支援対策協議会において出された資料の26ページには、認定こども園を誘致したいとあり、33ページには保育所経営方針の変更、一部保育所を民営化するとして、穂積保育所、牛牧第1保育所、本田第1保育所の名前が具体的に上げられております。幼児支援課は、たたき台というふうに言われましたけれども、民営化することを前提にしたたたき台と捉えていいのでしょうか。その点をまず確認しておきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

現在の保育所が置かれている条件のもとの議論を始めるたたき台として提案をしたものです。この条件とは、職員定数の大幅な増加をしないで、現有定数をベースとしています。

現在の保育の状況を説明しますと、待機児童解消対策として、未満児童を受け入れる乳児室や調理室の改修として本田第2保育所の改修を実施してきました。今後、中保育・教育センターの改修も予定しています。しかし、保育士の確保が容易ではなく、待機児童が解消できない状況にある中で、保育士の配置は担任が正規職員につき、クラスの最低基準を補うよう補助職員を配置しています。

また、障害を持った児童や支援を要する児童を保育する、いわゆる加配保育士を1対3まで配置しています。これは保育士1に対し、児童1から児童6までの階層まで支援度を判定し、現在は1対3までの加配保育士を配置して、クラスの運営に配慮しています。

このように、瑞穂の保育所では保育士が多く手をかけ、細やかに目を配ることに努力しております。多くの保育士が必要であることを知っていただいたと思います。この状況で、さらに増加が予想される待機児童を迎えるためには、保育所を確保して、待機児童とセットで対応していかなければなりません。

瑞穂市は、今まで保育の質を維持するために努力してまいりましたが、ますます苦しい状況を迎えております。人口問題研究所による瑞穂市の将来推計人口によれば、人口増加は平成37年がピークで、その後減少していきます。しかし、ゼロ歳から4歳児は、一時期よりはもう既

に減少傾向にあります。正職員である保育士の定数をふやすことにも限界があります。

また、加配を要する児童が年々多くなり、もとす広域連合の療育医療施設幼児療育センターに通う児童の過半数が瑞穂市の児童となっています。

子ども・子育て会議で協議していただいた子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、今年度に作成することになっています。しかし、この計画は支援施策の実施状況を鑑み、継続的に点検・評価・見直しを行っていき、計画の再設定が可能なものですので、議論をより深め、より理想に近いものとして作り上げていきたいと考えております。

保育所・幼稚園のあり方については、今後、行政改革推進委員会等でも調査・審議をしていただき、市の方向性を探っていく必要があると考えています。したがって、民営化することを前提にしたたたき台ではありませんので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 児童福祉法第24条第1項によりまして、市町村の保育実施責任が明確にされており、市町村は、保育を必要とする保護者が認可保育所を希望すれば、それに応えなければならない義務が課されているわけであり、したがって、経費が安くつくからなどという理由で保育所を民営化し、自治体の保育実施責任を放棄することは許されません。その意味でも、堀市長の任期の終わり近くになって、保育の質や保育士の雇用問題など、大きな環境変化を伴う保育所の民営化などを進めるべき時期ではありません。

平成21年6月議会で、堀市長は私の一般質問に対して、私の任期中は民営化はしない。保育所につきましては、全く私は考えておりません。こういう答弁をされております。このときは、1期目の期間中ですけれども、今は2期目の私の任期中です。任期中であることに変わりはありません。ですから、今申し上げましたように、民営化の問題については任期中はしないというふうにご検討をお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今、担当部次長から答弁させていただきましたように、いろんな社会情勢、いろんなことを考えまして、いろいろと各分野の意見を聞くことも大切と思って、私も民営化ありきで進めているわけではないということを申し上げておきたいと思っております。御理解をいただきますようお願い申し上げます。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 民営化について、いろんな方の意見を聞く場所は、機会は必要だということで、民営化ありきという立場ではないということをおっしゃったので、そのことを確認しておきたいと思っております。

最後になりました。

補助職員の労働条件の見直しについて。

結論だけ、具体的に見直すところがあれば、現在の状況をちょっと報告ください。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員の補助職員の労働条件の見直しの御質問にお答えをいたします。

平成26年の7月4日、総務省通知では、かねてから議員御質問の御指摘がありました枚方市の非常勤職員、茨木市の臨時的任用者への手当や期末勤勉手当の支給の判決・判例を得た反映した通知になります。

これを受けて当市においては、8月12日の部長会において、この通知の内容を説明し、改善していきたいということを示しております。

今回の通知で、補助職員の休暇について、勤続勤務か地方公務員法上の任用期間なのかが明らかになり、年次休暇の取り扱いについてですが、労働基準法上の労働者に該当する者は労働基準法の規定を踏まえるもの、年次休暇の付与に係る継続勤務に係る要件は、必ずしも継続勤務が中断されるものではないというようなことから、勤務実績に即した判断にすべきということから、即座に補助職員の有給休暇を採用に遡及して勤務期間に応じた年次休暇を付与したところでございます。

御質問にあります労働条件の見直しにつきましては、今年度から臨時的任用の保育士、補助職員のみですが、ボーナスに当たる増額賃金を6月と12月に最大15日分支給しております。休暇についても先ほどの説明のとおりです。来年度については、ことしの最低賃金の改定を受けて、約2%の補助職員全体の賃金の改正、それからボーナスに当たる増額賃金を常勤の補助職員全員に拡大していきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 平成26年7月4日付の総行公第59号において、総務省自治行政局公務員部長から臨時・非常勤職員及び任用つき職員の任用等についての通知が出されているわけであり、その全文を入手しておりますけれども、その中では国の非常勤職員との健康で休暇の問題、さらには社会保険及び労働保険の適用の問題等々、極めて多岐にわたって具体的改善が示されております。ぜひそのことを踏まえて、鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

本日は、ちょっと1番目の問題が大変重要な問題でありましたので、多く時間をとりまして、労働条件の問題まで詳細に質問することができませんでしたけれども、またの機会で行いたい

と思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君の質問を終わります。

4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番 庄田昭人です。

今、地方議員は厳しい目で見られておりますので、議員は市政への解釈、チェック機能のための議会であります。疑惑、疑念があれば、それを解明していくのが議員でありますので、その疑惑などを調査するのは議員の役割でありますので、本日もこの一般質問にて、市政へのチェックをさせていただきたいと思います。

本日のテーマは、行政における体制づくりの確認についてであります。

一昨年より、組織再編成の説明が全員協議会や一般質問によりなされておりました。ことしの1月には、教育委員会を総合センターに移動し、福祉部と子供にかかわることの連携の強化、幼保一元化施策の中で福祉部の充実や、都市整備部には都市計画にかかわる課の新設、さらに企画財政課にまちづくり推進室、総務課には危機管理室を設け、それぞれ専門的に対応することでしたが、どうなったのか、計画だけだったのでしょうか。今の計画は、私のほうには確認はできておりません。瑞穂市が重点的に率先して取り組んでいるような事業、まちづくり推進室、防災担当などでは危機管理室等を設け、市民の方にわかりやすく機能を発揮する目的であると、狙いがあると、企画部長が質問に答えておりますが、本当にいかがだったのでしょうか。

そこで、今回の質問は4点。幼保一元化から総合センター改修について、入札について、瑞穂市のPRについて、子ども・子育て支援制度についてです。

これよりは、質問席より質問に移らせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。幼保一元化から総合センター改修についてを質問させていただきます。

総合センターの2階に教育委員会が移動すると、本年1月の臨時議会でありました。しかし、本年の3月議会の一般質問に、子ども・子育て支援事業計画は平成26年に策定し、27年から実施するため連携が必要になります。総合センターへ教育委員会、福祉部が移動する背景の一つですなど、老人福祉計画や介護保険の事務量の増、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法と4つの理由を上げ、市民サービスの向上と答弁しており、さらに奥田副市長は、総合センターに福祉部を持ってくれば、従前から課題であったと言われる幼保一元化の問題もクリアできるんじゃないかとの思いで構想を描いた、全体のタイムスケジュールがお示しできないのが残念に思っているところでございますが、根本的にはそういった流れで進めておりますと本年3

月に答弁されておりますが、一向に進まなかったと思っております。

しかし、またその同じ内容の質問から、堀市長は、機構改革とは何ぞや、住民のこと、そして施策的なこと、そういったことを考えますと拙速に考えてはいけません。そういったところから、今慎重に検討に検討を加えているところでございますと答弁され、企画部長、副市長との答弁と市長の答弁では違いがありました。

1月の臨時議会の教育委員会の移動は、拙速的に考えたもので、3月の答弁ではじっくりと考えることとなったのではないかと、まずは堀市長に教育委員会の移動について200万の附帯決議、教育委員会の移動の断念、それは巢南庁舎2階の利用の適切な説明ができない。入札問題、仕様書の決裁印を押しながらも中身を確認していない。機構改革が説明されない。このようなことではいけないというふうに、前回の先日の総務委員会でも答弁を願いました。

堀市長にお伺いをしますが、総務委員会でのここまでの流れについてお答えをいただいたことを、ここではっきりとお願いをしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの幼保一元化から総合センター改修についての御質問にお答えをいたします。

教育委員会と福祉部が総合センターに移動するということに対する回答になるんですが、一般質問の通告をいただいております内容で、説明上一括で経過説明をしようということがあるかもしれませんが、よろしくお答えをいたします。

かねてから、議会の一般質問や県の子ども・女性局、近隣市の子ども部などの動きから、子供にかかわる連携が懸案事項であったことは、福祉部と教育委員会とが総合センターに移動すれば幼保一元化における諸課題や懸案事項の解決になり、市民サービスの向上、さらに事務の効率化、連携強化が可能になり、そして福祉、教育とも抱えている新たな制度への対応もできるというふうに考えましたが、ことしの1月の臨時議会で総合センター改修設計委託費の予算に附帯決議があり、その内容を教育委員会が移動した後の巢南庁舎の活用計画が重くのしかかり、解消できない課題となっていきました。

3月議会の一般質問における答弁では、教育委員会、福祉部がこれからの改正による新しい制度への対応を考え、相談に対するプライバシーなどの保護からスペースが必要であるということから、移動する時期はおくれるものの、進めていきたいというふうにお答えをしております。その質問において、議会で予算を議決したのですが、計画的にスムーズな行政組織の編成ができていないことに対して、どう責任をとるのかというような責任追及があり、副市長から事務方を預かる立場として、少なからずとも責任を感じておりますということを答弁した後に、さらに市長のほうからの答弁で、いろいろ考えてみますと拙速に取り組むのではなく、じっくり考えるように慎重に検討するような答弁がなされています。

このような経緯から、担当部である教育委員会、福祉部、社会福祉協議会と協議を重ね、幼保一元化の観点や市民サービスの向上から効果が期待できるものの、教育委員会の全ての事務を考えると全てがうまくいくものでなかったり、福祉部と社会福祉協議会が離れることにも課題がありました。一方では、巢南庁舎の教育委員会の移動後の利用について、解決できない課題を残すこととなったため、教育委員会が総合センターに移動することを取りやめました。

その後、福祉部だけでも総合センターに移動することも考えましたが、教育委員会と近い位置にあることで相乗的なメリットを発揮するものであり、福祉部だけが移動しても、市民にとってはかえって不便が増してしまうようなことも危惧し、利便性の向上にはつながらないというふうに判断をしたものでございます。

以上が全体的な流れでございますので、答弁とさせていただきます。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 今の企画部長の答弁でわかったことは、やはり二転三転とした執行部の体制づくりのおくれが、現在この福祉施策にかかわることのおくれだと思います。

先日も総務委員会で、どこでも答弁していただけると市長に確認をしました。そのおくれについての答弁を市長に求めたいのでありますので、市長、お答えをお願いします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今、企画部長のほうから答弁をさせていただきましたが、いずれにしても、来年度から始まります地域包括ケア等を初めとしまして、福祉の関係の充実が本当に求められるところでございます。そこから私は、職員に実際仕事をやる立場から、まず市民の便利さ、やはり市民サービス、そのことを一番に置いて考えてくれよということを思い、市民が不便さを感じない、そのことを考えるようにということで、いろいろ協議をして検討したのが現在の形でございます。その点を御理解いただきますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 総務委員会では、その内容についてのおくれについての謝罪があったのではないかと私は確認をしておりますが、市長、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今申し上げましたように、この長引いたということに対しては、本当にやはりそこは責任者であります、おくれたことに対してはおわびを申し上げたいと思いますが、いずれにしても市民サービス、これがもう一番大事でございます。市民の便利さ、そのことをやはり考えて、この組織、また施設の利用、こういったことにつきまして市民本位という

ことを考えて、そういう形で遅くなったことに対してはおわびを申し上げたいと思いますという答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） この27年度4月という政策の中で、2年前より質問をさせていただいておりました。福祉の充実はしっかりと進めなければならない。今ここに来て、26年の終わりに来て進めるべきではない。もっと早く提案をしていただきたかった、そのように考えております。それこそが市民サービスへの向上、対応ができるのではないかとということを望んでおりました。この27年4月とわかっていながらも、この時期になってしまったことや、教育委員会も福祉部も移動しないという段階で、この福祉の拠点としての体制づくり、ここはしっかりと進めていただきたかった。1月の200万の提案は何だったんだろうか。その部分についてのしっかりとした計画、事前設計や設計監理委託へと進めるのが本来ではなかったのかと思います。しかし、もう時間がありません。心ある福祉政策が進まなかった、そのように感じております。本当に大切な27年度4月以降は、このおくれたことが大きな瑞穂市の汚点となるのではないかと。しかし、ここはもう一度よりよく考えなければならない、そのように感じております。

さらに次の質問に、同じような質問であります、進めさせていただきます。

入札についてでございます。

先ほどの総合センター改修に至っては、総務委員会にて福祉センター施設改修工事設計業務について、入札が9月12日に行われました。そこで、入札結果についてお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

福祉センター等の改修工事の設計業務の入札の状況をお知らせいたします。

9月12日、5者での指名競争入札を行いました。設計金額は199万8,000円、予定価格199万8,000円に対しまして、落札価格は48万6,000円ということで、鳥居都市建築設計が落札をされました。最も高い入札価格は302万4,000円でございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） そこで、入札問題に行きますと、今答えられた最高金額は302万円、落札価格は48万6,000円と答弁されましたが、その開きを入札としてどのようにお考えを持っているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 私どもだけではなくて、周辺市町村もでございますけれども、設計等とか、いろんな委託業務については、入札金額等についてはばらつくという傾向にございます。

現に、今までに幾つかあった設計業務の中でも、かなりばらついておりますので、今回についても十分できる金額であるということで契約をしております。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 最高金額とその落札価格の差は低入札制度についてということで、工事発注、建設工事に関する入札については最低入札制度がありますが、今回の設計委託料についてはその部分がない。このことについては今後どのようにお考えなのか、お伝えください。

○議長（若園五郎君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、最低入札価格の件でございますけれども、少しこの制度についての概要を説明させていただきます。

確かに、契約の相手となる方の価格が余り低いと適切な工事なり等が履行ができない可能性があるということで、瑞穂市の場合は予定価格が2,000万円以上の建設工事に対しましては、75%以下になりますと調査をいたします。50%以下であれば、一応失格となるということにしております。

なお、近隣の市町村につきましても、この建設工事については、私どもと同様を実施しておりますが、今回のような委託については1市のみが導入しておられるという状況でございます。

なお、今後見直し等につきましても、十分検討する必要があるかとは思っております。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） この入札については48万6,000円が悪いということではない。入札については、やはり最低落札価格ということで落ちるのが入札制度だと私も認識しておりますが、より適切な価格にて落とさなければ、それは調査されなければ本当にそれでよかったのか。302万と48万、これは大きな差、設計による違いがあるのではないかというふうに判断をさせなければならぬというふうに感じております。入札については、今後よりよい制度改革もしくは改正を行い、より適切な価格で落札をお願いしたい。また、入札業者などの選定についても、一つの大きな基準が必要であるのではないかなあというふうに考えておりますので、この部分についても適切な改正をお願いしたいと思います。

また、そこで堀市長にお尋ねをいたしますが、この議場内において、安けりゃいいと言われましたが、その思いは何でありましたか、お伺いをいたします。

○議長（若園五郎君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 安ければいいという、そんなことは言った覚えはないと思いますが、今回の入札は、はっきり申し上げて200万のあれで四十何万。本当にこんな差がありますが、私

あの設計を見ますと、はっきり申しまして設計の基準は、建物の設計はできてしまっておる。その中をどのようにするかというあれでございまして、個人でやって、一人社長でやってみえる人でしたら、十分にそれで私はできるあれだと思いますし、やはり何人か社員がおったところだと、仕様書を見たらもう少し、150万とかそういうふうになるんじゃないか。あるいは一人社長の方が落札されましたので、一人でやっておられたら、あの中身からいきますとそれでもできるのかなと、このように思ったところでございます。私は、安けりゃいいとか、そういうことは申し上げておりません。その方で、それでできるというあれで落札されたわけでございますから、その成果品も出ておるわけでございますので、問題はないと、このように思っておりますので、よろしく願いをして答弁とします。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） ということは、この議場内において、安けれりゃいいという発言はなかったということでよろしいでしょうか。私が聞き間違えたかもしれませんが、安ければいいということでは、やはりいけないと私も思っております。安いところが落札する、これは入札方法でありますので、よりよいものであり、適切な価格であることが必要であるのではないのでしょうか。今後も検討をお願いし、入札についても、もう1点お伺いをします。

これは、全員協議会の中で説明をされた市長の言葉であります。その部分について、これは牛牧小学校の件の内容であったかと思いますが、入札について歩切りと言われた発言がありました。歩切りとは何でありましたか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 言葉尻を捉えて御質問されておりますが、何のことで言ったかわかりません。記憶にありません。調査をしてお答えをしたいと思います。以上であります。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） ということは、全員協議会では一つの入札価格、入札によることによる歩切りをするという発言はなされなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） それは設計金額に対しましての予定価格のことですね。そのことだと思います。それは、どこのまちにおいてもやっておるところでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 予定価格から歩切りという内容でよろしいでしょうか。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 全く言葉のあやでやっておられますので、今も申し上げましたように、設計価格に対しまして、私どもは予定価格を決めております。そのことでございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 設計価格から予定価格のことを、それは歩切りという意味じゃないですね、いいですか。そうしたら、もう一度質問を変えさせていただきますが、歩切りという内容のことは、瑞穂市には存在はしないというふうでよろしいでしょうか。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 契約におきましては、設計をしっかりとすることでございますし、また予定価格というものは、その設計に対して適正な予定価格を設定することだけだと思っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 予定価格は設計価格で、それ以上の歩切りはないという考え方でいいと思います。市長の言葉の中に、歩切りがありということがあったので、本来そのようなことが瑞穂市として行われているのかということを確認させていただきたかったということでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

瑞穂市のPRについて。ふるさと納税について。

ふるさと応援寄附金について、問題点は記念品、贈答品、お得な品がもらえるとの激化報道や、確定申告の事務ミスにより還付されなかったなどの問題が指摘されております。この寄附金について、応援寄附金をいただいた方々に事務の周知はできているのかをお尋ねいたします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員の瑞穂市のPR、ふるさと納税の御質問にお答えをいたします。

御質問のふるさと応援寄附ですが、11月末現在において34名の方から112万8,000円の御寄附をいただいております。また、ふるさと応援基金の残高は、およそ577万2,000円となっております。

ふるさと納税の寄附金控除は、御寄附いただいた金額から2,000円を控除した残りの金額が、確定申告で所得税、住民税から控除される制度でございます。その旨は、申告書、ふるさと納税を紹介するチラシ及びホームページでも案内して、周知はしております。

これらの寄附された方というのは、寄附金控除のことはよく御存じであるというふうを考え

ておりますが、今後領収書の発行に当たっても、再度周知をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） さらに、このふるさと応援寄附金について、瑞穂市の特産品など、激化された問題の中ではありますが、人気が高いと伺っております。さらに、この特産品についての種類や協力いただける品、業者など、さらにあるのではないかと思います、その部分についてお尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問の特産品の追加についてですが、瑞穂市の特産品の種類や協力いただける品については、順次追加をしていく予定でございます。協力していただける企業があれば、取り扱いをふやしていくという考えでおります。

富有柿、アユのシーズンが終わった今が、ちょうど特産品に魅力を感じない時期となっております。現在は、朝日大学の卒業生への会報に、ふるさと応援寄附金の申し込みチラシの導入をお願いいたしまして、卒業生からの寄附がふえております。

検討しているものにつきましては、現在話題の柿スイーツを追加します。また、バラ園、さばてん村などの特産品も検討をしておりますが、青果であることなどから、花の形など一品一品に趣が変わることから、見送らざるを得ないような状況となっております。ホームページにおいても、記念品を紹介しているページに地元特産品等の提供業者の随時募集を行っておりますので、今後とも新しい特産品を考えていきたいと思っております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） バラやサボテンなどもありますので、さらによりよい企業があると私は考えておりますので、また適切な特産品をお願いしていきたい。また、より多くのふるさと納税をしていただけるよう、瑞穂市に御協力をさせていただけるようお願いを申し上げます。

瑞穂市のさらにPRとして、現在、柿スイーツのポスターやのぼりが立てられていますが、市としてのPRの一つとして、観光地や駅などにポスターを作成して、さらに特産品のPRなども進められなければならないというふうに考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 瑞穂市のPRについてですが、現在売り出している柿スイーツについては、企画元が商工会であるため、商工会と連携して進めていきたいというふうに考えています。ポスター掲示についても、駅にあるポスターは10周年記念事業のときにも打診しましたが、なかなか応じていただけないため難しい状況となっております。

富有柿は、瑞穂市の特産品となるものですが、出荷量については近隣自治体に後塵を拝しているため、当市では富有柿の発祥の地としてPRをしていきたいというふうに考えています。この考えは、商工会柿振興会の方とも意見を調整しております。

また、市民からいただいている意見になるのですが、瑞穂市には観光地は少ないかもしれないが、全国的には誰もが知っている中山道が通っておるということで、中山道が通る宿場町瑞穂市というようなことで、地域おこしやPRをすべきだという提案をいただいておりますので、このようなキャッチフレーズも参考に考えていきたいというふうに考えています。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 先ほども答弁の中で、ふるさと応援基金は約570万円以上が残高であると言われましたが、そのふるさと応援基金の使い道、活用というものはしっかりと考えなければいけないというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの、寄附をいただいた寄附金は基金として積んでおります。御質問のように、活用方法については十分検討しなければならないというふうに思っております。

御質問にもありました特産品のPRと兼ねた基金の活用も、職員のほうから提案がございます。郵便局にある郵便ポストを「富有柿発祥の地 瑞穂市」というような御当地ポストに設置してはどうかというような職員からの提案があります。

また、瑞穂市の玄関は穂積駅とも言われております。穂積駅に「ようこそ富有柿発祥の地 瑞穂市」とか「中山道の通るまち 瑞穂市」とかというような、イメージアップにつながるような提案もありますので、このような趣旨に沿って活用を考えていただきます。

御寄附いただいた方には、それぞれの使途・目的をいただいておりますので、それに沿った使い道を考えて検討の上、議員の皆様にも提案をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） せっかくふるさと応援基金というふうに積み立てていただいておりますので、適切な使い道、活用をお願いしていただきたいと思っております。

また、議員もしっかりとこの部分については考えていかなければいけないというふうに考えております。

それでは、次の質問に移ります。

子ども・子育て支援制度についてです。

先ほども、西岡議員の質問の中で少し触れられましたが、子ども・子育て支援制度の説明に、一部民営化への理由があるが、幼稚園ニーズが高いので、保育機能をあわせ持つ認定こども園を誘致したい。民営化についてはニーズが高いとあるが、市民への説明はどのようになっているのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

市民への説明ということですがけれども、この子ども・子育て会議において一応説明させていただきましたし、議員の皆様にも説明させていただきましたが、この制度に関しまして、今後こういう民営化なども取り入れてはどうかと、市民の選択を広げるために広めてはどうかということを提案させていただきましたが、これは今の段階で市民への説明ということは考えておりません。なぜかといいますと、まず市の方向が決定していないうちに、こういうことを説明させていただいても、市民の方の反応も余りないと思いますので、市の方向を決定した後に、住民の方への説明をしたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） そうすると、前回全員協議会の中で配られた、もしくは説明された資料の中によると、一部民営化への理由1. 幼稚園ニーズが高いので、保育機能をあわせ持つ認定こども園を誘致したい。一部民営化への理由2. 施設、恒久的な維持管理費の削減を図りたい。理由3. 新規保育所建設においては、民間事業主であれば国庫負担、県負担金等の施設補助を受けることができるというような内容であります。今の説明であると、この説明の部分とは全く違う。方向が変わるのであれば、この説明は何であったのか。そうしたら、今の説明では、この理由は削除されなければならない。私たちへの説明も民営化ありきではないということであれば、この説明文の中とは整合性が合わないというふうに感じましたが、その部分についての修正は今後どのようにしていくのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 子ども・子育て会議において資料として出させていただいたものは、今後瑞穂市、保育所、それから幼稚園のあるべき姿はどういうふうにするかということで提案させていただいたものであります。ですから、この子ども・子育ての会議の中で、こういうふうにとえ決めていただいたとしても、ただそれだけで市の方向が決まるわけではありません。この子ども・子育て会議は、これからも継続してまいりますし、より市民が望む方向に向かうために、あくまでも議論のたたき台として示させていただきました。保育所、幼稚園のあり方については、今後行政改革推進委員会等でも調査・審議していただいて、市の方向性を探っていく必要があると考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） ということになれば、この新制度の中において後退をしていくというふうに感じますが、待機児童問題についてはどのように対応していくのか、お答えください。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 待機児童につきましては、年に4回ほど調査がありまして、その都度皆さんにお伝えしているところではあります。待機児童につきましては、別府保育所、それから本田第2保育所で、子供たちを預かる施設の整備を行います。あとは、保育士の確保ができれば、当初予定しておりました27人の待機児童を解消することができますし、また新たに27年4月以降に増加すると思われる待機児童につきましても、今回の補正で上げさせていただきましたが、中保育・教育センター施設、こちらの改修によりまして、受け入れ体制をとりたいということは思っております。

そうして、現在こうやって今ある施設の中での対応をしておりますが、ここに出させていた部分の一部民営化ということにつきましては、今後改修が、または更新が必要となる施設について、今後どういう方策でやっていくかということの中での一つの選択として提案をさせていただいたものですので、これについては、このまま議論を進めさせていただきたいということは思っております。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 保育士の確保が最大限の問題というふうにありましたが、保育士の人員管理については、充実させれば人が必要になってくる。そうすると、人件費についてまた負担がかかってくる。その部分について、民営化が必要ではないかというふうな部分であったと思いますが、今後についての保育士の確保と人員管理についてはどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 人員確保につきましては、正職員につきましては企画のほうを担当しておりますが、その中で、今後、任期つき保育士、これも今施策の中で行っておりますが、保育士が育児休暇で休んでいるその間、任期的に採用する職員ですが、これが今現在1名しか任用されておりませんが、来年度からは5名採用できるというような見通しも今できているということでありまして、また職員定数の増加ということもお願いしております。補助職員の保育士につきましても、今県のほうで、潜在保育士をどうやって発掘して就職につなげていくかというようなことも検討しておりまして、岐阜県の社会福祉協議会の岐阜県保育士・保育所支援センターによる支援も受けておりまして、今年度も何人かそこからあっせんをしていた

だいております。

また、このセンターが企画する潜在保育士が現場に戻れるようになるための職場体験研修とかというものを、ことし7月に別府保育所にて実施してもらいました。1月にも同様に実施予定で、少しでも瑞穂市の保育士になっていただけるよう現在働きかけているという状況であります。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 子ども・子育て支援制度のその新制度では、消費税が10%になった際、増収分、毎年7,000億円程度が充てられるとされていましたが、消費税の延長により、この問題についてはどのような影響があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 消費税10%の導入が先送りになったことによりまして、新制度のかなめである認定こども園の切りかえが全国的に進んでいる状況ではありません。ほとんどのところでは様子見の状況となっております。

しかし、この状況を好機として捉え、瑞穂市次世代育成支援対策協議会、子ども・子育て会議にて、瑞穂市の教育・保育の理想について議論を尽くすことが必要だと考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 少し余裕ができた、考え方が少し今後伸ばされた、よりまた瑞穂市に適切な子ども・子育てに関して進めていただきたい、そのように思っております。

本日の質問テーマは、行政における体制づくりの確認でありました。しかし、市民サービスの向上と言われながらも、進まない行政体制でありました。この現状において、福祉においても本当に心ある対応ができたのでありましょうか。ここは疑惑疑念に思っております。より早い解決が必要であったのではないかと思います。議会に対しての説明や、思いつき提案のようであったりというようなことは、執行部内での答弁が食い違わないように、今後はお願いをしていきたいと思っております。このことについて、またしっかりと議員として追求をしなければならないというふうに感じておりますので、このことについて、また追求をしていきたいと思っております。

本日の質問をこれにて終わりたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は11時5分から再開します。

休憩 午前10時51分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 古川貴敏君の発言を許します。

古川君。

○10番（古川貴敏君） 議席番号10番、清流クラブの古川貴敏でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、会派の代表という立場で一般質問をさせていただきます。

本日は、瑞穂市の財政力強化に向けてというテーマで質問させていただきますが、少しタイトルを大きく掲げ過ぎたのではないかと今若干後悔もしておるところでございます。結局は小さなことをこつこつと質問させていただくことになるかもしれませんが、御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、当市に限らずどの市町村も多くの課題を掲げながら自治体運営をしているのが現実かと思いますが、市民のニーズに応えるためには、財政に余裕があることが一番手っ取り早い解決策かと思えます。そのために、いかに財政力の強化を図るべきかというところにどこも頭を痛めているのですが、政策などの研究機関でございます日本総研の資料に財政力強化のための3つの提言というのが掲載されておりました。

簡単に紹介いたしますと、1つ目は、今後は資金調達手法の多様化を進め、民間市場に対して自治体みずからがアピールしていくことが必要であるという提言でございます。これは自治体そのものが信用力や成長力を示すことにより、民間市場からの資金調達能力を高めようというもので、砕けた言い方をすれば官も親方日の丸ではなく、民間企業の意識を持ってその運営に当たるべきではないかと、こういったことではないかと考えます。もちろん資金調達の多様化の中には、PFIやファンド活用、さらには個人的には国や県などの補助金の有効活用も含まれるものと考えております。

2つ目の提言は、自治体も負債を圧縮し、非効率な資産をバランスシートから外すことというものでございます。これは企業会計などで用いられる負債を貸借対照表に計上しないオフバランスの実施についての提言ですが、これも負債の圧縮という点を考えれば、非効率な事業を検証する事業評価や事業仕分け、こういったことにつながってくるのではないかと考えております。

そして、3つ目の提言が、自治体の財政基盤の強化を図るため、民間市場を効果的に活用した資産マネジメントを展開すべきであるというものでございます。これは自治体の所有している資産を総合的に把握し、官民パートナーシップにより資産マネジメントの戦略をつくる必要性を提言したものでございます。主に自治体の所有する土地や建物を有効利用することで収入増を図る取り組みですが、これは当市でも一考する必要があるのではないかと考えます。また、

民間活用による財政基盤の強化という点では、商工業などの企業誘致なども含めて考える必要があるのではないかと考えております。

今申し上げました3つの提言は、基本的には中・長期的ビジョンで考えていくことが多いのかもしれませんが、しかしいずれにしても民間活用というのがキーワードになっております。財政力強化のための民間活用を念頭に置きまして、以下質問席からお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの日本総研の提言にもございました資金調達方法の多様化についてお尋ねいたします。

ここで言う資金調達は地方債、いわゆる借金ということになりますが、財政を考える場合には、まずは資金調達業務の見直しが上げられます。すなわち銀行などの金利や据置期間といった償還方法を見直すことにより、総利払い額の減少を図るものであります。これにつきましては、本市においては以前よりしっかり措置が行われているとお聞きしておりますので、個人的には安心していただいております。

さて、提言では、資金調達手法の一つとして、市場公募債の発行などを具体的な対策と位置づけております。ただ、市場公募債といいますが、本市の場合は住民参加型市場公募地方債、いわゆるミニ公募債の発行を考えるかどうかということになるかと思っております。このミニ公募債、今全国的には発行が落ち込んでいると聞いておりますし、自治体が本当に魅力ある商品として売り出せるのか。また、自治体の規模を考えた場合、財政的に効果が期待できるのかなどなどの問題はあるようですが、しかしこういった公募債の発行は個人の地域への思いを高めるとか、住民の行政へのガバナンス強化といった地域力を高める効果があると言われております。メリット・デメリットを踏まえた上にはなるかと思っておりますが、今後の事業によってはこういったミニ公募債の発行やPFIの活用が有効と思われませんが、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 古川議員の瑞穂市の財政力強化に向けての資金調達の多様化の中で、住民参加型公募地方債の活用についての御質問にお答えをいたします。

先般、県内42市町村の平成25年度の決算状況が公表されました。各市町が地方債残高の減少をさせ、基金積立金を上積みして財政力強化に努めているのがよく読み取れる結果でございます。

市においては、過去に借り入れた利率の高い起債については、できるだけ前倒しをして返済するように繰り上げ償還を活用しております。借り入れにおいてもできるだけ低利で資金調達できるような時期を見計らっております。既に今年度に関しては臨時財政対策債など10月下旬の入札で市中銀行から低利で借りており、資金調達は順調であるというふうに考えております。

御質問の住民参加型市場公募地方債は、平成14年3月に制度化されて以来、全国的な状況では平成18年から20年あたりがピークであり、その後減少傾向となっております。平成25年度の実

績では、都道府県が17県、政令市が11、市町村が47、合計で75団体が発行しております。

この公募債の目的は、議員の御質問の中にもありましたが、資金調達以外にも市民が公募する事業に賛同し、よし協力してやろうという市民のまちづくりへの行政参画意識の向上が込められています。また、県と市の共同事業などで共同発行方式を採用したり、有効な手段であるというふうに認識をしております。

今後、金利上昇の動きがあり、市民の関心の高い魅力ある事業における資金調達的手段として有効な選択肢でありますので、検討していきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 今のお答えいただきましたとおり、近隣の動きやら、そういった事業が展開される場合には、こういったミニ公募債、今答弁もいただきましたが、販売対象者を限定して販売いたしますから、投資家から見ればみずからがその成果を享受できますし、また自分の暮らすまちの活性化に一役買ったという気持ちも確かに生まれてまいります。財政面だけでなく、まち全体の力を高める効果も期待できますので、今後事業によっては検討していただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に入ります。

提言の2つ目にありました非効率な資産をバランスシートから外すというのは、資金調達能力を高めるために自治体のバランスシートを良好な状態に保つための対策について述べたものでございます。当市のバランスシートを確認いたしますと、負債の割合が低く、自己資本比率は85%程度と地方公共団体の標準とされております60から70%を大きく超えておりますので、これについては今のところは問題がないものと思っております。

ここでは、3つ目の提言でございます資産マネジメントについてお聞きしたいと思います。今、議会では土地財産調査特別委員会が設置され、市所有の未利用地の有効利用についていろいろ検討が行われております。執行部のほうにも一生懸命やっていたいただいているのですが、なかなか順調に進まないのが現状のようでございます。

この資産マネジメントは、こういった土地や建物を普通財産、行政財産も含め、官民パートナーシップにより、これを有効活用するための戦略づくりを行おうというものでございます。民間のノウハウを活用して、不動産の保有形態や管理手法を見直す、すなわち財政に負担をかけている資産を明らかにし、より効率的な資産の形態を検討する。そして、資産価値の向上を図るといった取り組みでございます。今、当市の施設が有効に利用されているかと聞かれれば、残念ながらノーと答えるしかないのではないのでしょうか。これを今すぐお答えというのは無理でございますが、今後こういった取り組みは十分検討する価値があると思っておりますが、執行部の

見解をお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 古川議員の資産管理のマネジメントに対する御質問にお答えをいたします。

当市においては、平成25年度の財務4表を公開しておりますところですが、その中でバランスシートの総資産のうち、事業用土地建物、インフラ用地、施設などが全体の87%を占めています。残りの13%が債権や投資などの金融資産となっております。

議員の御質問の未利用地の有効活用ができていない資産についても、このバランスシートには含まれております。このように有効活用ができていない資産を有効に活用することにより、資産に含まれ、活用から得た資産は金融資産になるもので、相乗効果は大きいというふうに考えています。

御提案のあった民間活力を活用し、有効活用ができていない資産を活用し、資産価値を引き上げることは我々にとっては不得手な分野かもしれませんが、重要なポイントにこれからはなっていくと考えています。民間の活力を念頭に置いて進まなければならないというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 確かに申し上げました今の2つの提案でございますが、民間活用という部分でかなり新しい取り組みと申しますか、今までにないような取り組みでございますが、今の政治的な流れを見ておきますと、あらゆる分野で民間活用ということが言われ始めております。こういった資産マネジメントもこういった民間活用をすることで、より一層財政に負担をかけない行政運営ができるのではないかと考えておりますので、ぜひこういった手法もあるということを常に認識されて、今後も目配りをしていただきたいと思いますと思っております。

それでは次に、自治会の施設管理について質問いたします。

冒頭にキーワードは民間活用であるといった発言をいたしました。民間の代表といえばやはり自治会、町内会になるのではないのでしょうか。内閣府の調査によりますと、自治会には地方公共団体と住民との橋渡しの役割があると。多くの地方公共団体は今後も自治会と連携、協働すべきと考えているというアンケート結果が出ております。当然当市でも自治会との連携は自治体運営に欠かせないものとなっております。

一例ではありますが、別府の下水処理場であるアクアパーク内に駅西会館というのがございます。ここは近隣の3自治会によって管理されておりますが、定期的な清掃などの維持管理はもちろん、地域のコミュニティーを図る取り組み、またEM菌生成による環境への配慮など、それは素晴らしい活動をされております。この夏休み期間には、高齢者から小さいお子さんま

でを対象としたいろんなイベントを企画し、毎週土曜・日曜に皆さんボランティアといいますか、むしろ自腹を切って地域の憩いの場をつくっておられました。ただ、残念ながらここは常時開設された施設ではございません。

先日、地元の方とお話しする機会があったのですが、そのとき放課後児童クラブに行かなくても、こういった公共施設が子供の居場所となるよう地域で見守りたいとおっしゃっておられました。素晴らしいお考えと思うと同時に、まさにこれこそが市民協働ではないかと感じた次第でございます。

この駅西会館にこだわっているわけではございませんが、市内各地にはこういった建設的な考えを持った自治会、地縁型団体が数多くあるかと思えます。今、当市はふれあい公共公社が指定管理者として幾つかの施設を管理しておりますが、こういった自治会などを指定管理者とすることで、より地域に密着した市の目指す協働型社会の構築が進められるのではないのでしょうか。自治会などの地縁団体を指定管理者とした施設管理、こういったことに対する市の考えをお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、駅西会館の活用をうまくやっているよというお話をいただきました。

市のほうでは4年ほど前から自治会を中心に各校区、各種団体の方が見えますので、校区ごとぐらいでまとまっていただいて、校区の連合会組織を立ち上げてほしいということをお願いをしております。

ちょっとほかの市町村の話をしみますと、お隣の大垣市さん等もそれぞれ小学校区ごとに地区センターというような施設がございます。地区の運営委員会ということで、校区の連合会組織が指定管理者ということで、それぞれの施設を運営しておられます。

また、お隣の羽島市さん等においても、おおむね校区ごとにこうした集まる場所があるわけでございますが、羽島市さんにおいては瑞穂市というふれあい公共公社というような組織が指定管理でやっておられます。いずれは羽島市においても校区の連合会などにとすることで進めてきてはおりますが、10あるコミュニティーセンターのうち1施設がそうした地元の組織で運営をされておるということでございます。

指定管理もどこまでやるかというのが非常に問題でございまして、またそのやり方によっても随分変わりますので、一概に指定管理がいい悪いとかいうことじゃなくて、やっぱり地域の人たちが自分たちで運用していくんだという気持ちを持っていただければ、どのような運営の手法もできると思っておりますが、私どものコミュニティーセンターですとちょっと施設が大きいということもありますし、皆さんの望みがいつも常時開いておるかどうかということも出てこようかと思っておりますが、意外と正式にやろうと思いますと、税金の問題とかノウハウの問題、

そして人事の管理ということで非常に難しい面がございます。施設もいろんな施設がございますので、そうした施設の大きさや利用の仕方ということを含めて、極力検討していかないかのではないかと考えております。

目的をしっかり持って、どのように運営していくかということからそれぞれの運営の仕方が出てくるのではないかなと考えておりますので、より効率のいい施設の管理の方法を考えていく必要があるかと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 今、総務部長から御答弁いただきました。

確かに自治会という小さい団体での施設管理は、これを持続させるためには自治会の体制も強固なものでなければ続かないということになります。したがって、こういった地縁型団体に管理をするということは、多くのハードルがあることは間違いないことでございます。しかし、今言われましたように、自治会で無理なら校区ごとと、そういった方法も考えられますので、今後市民協働の新しい市政運営を目指すのであれば、地域による地域のための施設管理という観点で運営がなされることが市の財政負担の軽減にもつながる一つの取り組みになるのではないのでしょうか。そういったことも目配りしていただきながら、情勢を見ながら考えていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

では次に、関連として自治会への交付金について質問させていただきます。

この交付金の関連につきましては、私、昨年12月に同じような質問をさせていただきました。すなわち各自治会に支給されております交付金ですが、いわゆる自治会活動振興交付金が1,400円から1,000円に、それと自治会事務取扱交付金が780円から360円に減額された件でございますが、昨年はこの軽減については市民の皆様にご納得していただけるよう、丹念な説明が必要ではないかと提言させていただきましたが、あれから1年、どうも一部の市民にはすこぶる評判が悪いようでございます。

減額が自治会活動に大きな制限を与えたというよりも、これにより自治会活動に対する意欲を低下させてしまったのではないかと、そのように考えております。きょうは財政力強化をテーマにしておりますが、この交付金削減は本当に有効な施策であったのか。ある意味、逆に公益性を損なうことにはなっていないのか。総務部長のところには、じかにこういった声は届かないのかもしれませんが、まだまだ市民への説明不足ということもあるのではないのでしょうか。

市と自治会がパートナーシップを確立し、市民協働によるまちづくりを目指すのであれば、ここは費用対効果を再検討し、いかにすれば市民の自治会活動への意欲向上につながるか。それにはひょっとすると、交付額をもとに戻すというのも一案なのかもしれませんが、また違う方法として、昨年は弘前市の補助金の例を出しましたが、やはりコミュニティー構築や公益性

の高い自治会の取り組みに対しては補助金を出すといった施策も必要となってくるのではないかと考えますが、いま一度市のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 私も自治会の活動をより活動的にやっていただきたいという趣旨はそのとおりだと思いますし、多くの方が参加をしていただくというのは基本だと思っております。ですので、補助金をカットしたというわけではございません。市長さんが2期目のときに街路灯等は公費で持つということで、それはマニフェストでございますので、自治会の補助金とは直接関係はございませんけれども、この影響で各自治会1世帯当たり大体617円ほどが換算できるところでございます。

また、消防互助会のほう、これもまた地域ではそれぞれ集めてみえるから関係ないよという方も見えるかと思えますけれども、これにつきましても平成25年度から各世帯からのお金はいただいておりますし、消防団等の助成についても、いずれは市が面倒見ることであったというつもりで、消防互助会についても今現在はお金を集めておりません。

よって、こうした状況から各自治会の会計さんにもいろんな自治会がございます。ゆとりができたからということで、会費を下げてもみえるところもありますし、基金を積んで、将来の公民館の修繕に充てられるということもありましようし、なかなかそういう話が切り出せずに、そのまま行っておるといふところもあろうかと思っております。

自治会の会費についても、月150円のところから月1,800円という幅がございます。つまり活動もいろんなところでうまくいっておると、どれの活動がうまくいっておるかということとはわかりませんが、活発に集めるところとそうでないところはあるかと思えますし、使い方のよしあしもあるかとは思っております。

また、外部監査等を見ましても、市から行っている交付金以上にたまっておるのではないかとこの監査の状況も報告をされております。

また、校区の補助金につきましても、1世帯当たり973円という金額になりまして、自治会は自治会、校区は校区ということでうちのほうは補助金を出しておるわけでございますけれども、自治会でもいろんな活動ができなくなっている地域がありまして、多分そういうところは先ほどの会費や何かも少なくなっているんだろうと思えますけれども、今後高齢化も進んできますし、小さい自治会等は活動がほとんどできていないという状況でございますので、自治会だけでなく、自治会でできないことは隣の自治会と共同でやるとか、そしてまた自治会でできないことは校区でやるといった自治会の延長上の活動は校区ということでやっていかないと、大きな災害に対しての対応もできませんし、またこれからの福祉というのはいろんな問題が出てきます。小さな自治会だけでは、何ともかんとできないということが出てきますので、やはり校区ぐらいのまとまりができますと、いろんな方が見えまして、いろんな支援ができますと

いう、活動ができると思いますから、そういう点を含めまして自治会の会費の一部がまた校区の活動に行くといった、そんなような感じで自治会活動と校区活動をうまく調整すると。そして、校区のまとまりをつくるということが自治会活動においても、また先ほどのいろんな建物の管理についても同じようなことが言えるかと思います。

福祉のほうは、地域包括ケアどうこうという話がよく出てきますけれども、これも地域の人たちがまとまらなくてはならないと思っております。先般も可児市の社会福祉協議会の方のお話がありました。みんな大体校区ごとでまとまっていますと、いろんな方が見えますので、福祉のイベントとか戸別訪問、困り事のコーディネート、そして介護者の集いとか買い物支援、そんなことが少しずつみんなのボランティアの力で進めていけるだろうと思っておりますので、そうした体制を少しずつつくっていただきたいと思っておりますし、地域の中の横のつながり、そして話し合う文化を根づかせる必要があろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 昨年ですけれども、交付金額が下がりました理由につきましては、他の地方公共団体の比較やら、先ほど言われました市内の街灯等の電気代を、今は全て市で負担しているということで、私どもは理解しております。

ただ、こういった声が出てきているところがあるのも事実でございます。今、部長の答弁でございますと、自治会、さらにはそれを集合させた校区ごとの活動ということに重点を置いて、今後そういった校区活動を中心にして、いかに地域との連携を図るか、そういったことを進めていくという御答弁かと思っておりますが、今確かに交付金やら補助金など金銭的な話をしましたが、基本となりますのは今おっしゃられました、いかにすれば行政と自治会が良好な関係を築けるかということにあるかと思っております。

自治会活動につきましては、執行部の前向きな取り組みも理解しております。今後は住民への積極的な情報提供も含め、さらなる連携、協働につながる取り組み、こういったものを校区単位でもよろしいですから、しっかりと進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次にNPOと連携した福祉事業についてということでお尋ねいたします。

民間活用といえば、自治会などの地縁団体とともに代表されるのがNPOかと思っております。さきの内閣府の調査でございますが、地方公共団体がNPOと協働したい分野はというアンケートに対して、福祉やらまちづくりといった事業が多いとの結果が出ておりますが、きょうはNPOと連携した福祉事業を取り上げてみたいと思っております。

一言に福祉事業と申しましても、高齢者福祉や障害者福祉、また児童福祉や地域福祉事業と、

その分野は多方面にわたっております。まずはどういった方を対象として、どのような福祉サービスが求められているのかを把握しなければなりません。

現在の福祉事業は、市と社会福祉協議会、そして福祉サービス事業者が連携して行われております。しかし、まだまだきめ細かなサービスまでには行き届いておりません。NPOに求められる役割は、市や社協では行えない福祉事業、あるいは市や社協を補完する事業と言えます。来年からの法改正により、今までのサービスが受けられない方々が出てくると聞いております。こういった方々を今後いかにケアしていくのか。また、9月の一般質問において国会派の河村議員が福祉輸送サービスの提案をしておりますが、これも早急に整備しなければならない重要課題でございます。

消費税が先送りされ、社会保障財源への影響が懸念される中、それでも我々は来年4月からの法改正に対応していかなければなりません。NPO活用に向けた設立支援や拠点づくりはもちろんのこと、来年からの福祉サービスを低下させることがないようにNPOへの事業委託費などの予算化も必要であると考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 古川議員から御質問いただきましたNPO、NPOそのものは市民活動の一つということで、市民が主体となって自発的、継続的に社会貢献活動を行っていただくものでございます。営利を目的としない組織の総称ということでございますが、環境保護、高齢者、障害者、子育て支援、まちづくり、観光など多種多様な取り組みが展開されているというふうに考えております。

福祉のさまざまな分野におきましても、民間活用が進んでおります。この流れは今後も続いていくものと考えておるところでございます。高齢福祉の分野においても、介護保険制度のみならず、有料老人ホームの運営など、株式会社が行っているところもございますし、障害福祉の分野においても、また児童福祉の分野におきましてもさまざまな施設運用に民営化が進んでおります。

こうした中で、NPOについて既に市内でも障害者福祉、児童福祉で幾つかが活動をされておられます。こうした活動をしておられる団体の中では、今やなくてはならない存在となっているところもございます。

こうした点を踏まえまして、平成27年4月からの介護保険制度改正に伴う地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援事業の始まりなど、新しい分野においてもNPOが活動できるところは大いにあると考えているところでございます。

暮らしの場でございます地域のさまざまな資源を生かしながら、住民主体の支え合いのまちづくり、多様なサービスの充実には、福祉のみならず、これからの地域づくりに必要とされる地域資源ですが、ただただ万能ではございません。その質を見きわめる選考時間も必要かとは

考えております。

その上で、御指摘にあるように移送サービスや見守りなどといった市や社協では実施が難しいサービスの補完という観点も考慮し、新年度予算の中で財政とも協議していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 今、御答弁いただきました。

特に福祉分野に関しましては、待たなしで来るような気がします。NPO等の有効活用を視野に入れ、またどういった福祉サービス事業をどのNPOがやっているかと、そういったこともしっかりアンテナを立てて、見定めていただきたいと思っております。

このNPOの有効活用もさきの自治会と同様、うまくいけば市の財政の負担を軽減させるものと認識しております。今後はもっと幅広い分野でのNPO活用も考えていくべきではないかと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願い申し上げます。

それでは次に6番目でございますが、金融機関と連携した空き家対策ということで質問をさせていただきます。

この空き家対策につきましては、多くの議員の皆様よりさまざまな角度からいろんな提案が行われております。きょうは新しい取り組みでございますリバースモーゲージローンを活用した空き家対策について質問いたします。

このリバースモーゲージローン、簡単に言えば高齢者などの契約者が持ち家を担保に生活資金を借り、死亡したときにその相続人が契約者の家を売却代金で一括返済するという仕組みなものでございます。高齢者が有料の老人ホームなどの施設に住みかえを図る場合、自宅を担保に融資をしてもらうタイプのローンかと思えます。

また、最近では賃料返済型リバースモーゲージローンという新しいタイプのものも出ておるようでございます。こちらは家を売却することなく現金化が可能ということや、また将来子息への相続も可能といったタイプの商品のようにございます。ただ、これは借り主と銀行の間にJTIという一般社団法人移住・住みかえ支援機構が入ってきております。このJTIをホームページで検索してみますと、全国展開をしておりますし、国交省も注目している取り組みのようでございますので、今後こういったローンの取り組みが全国的に広がる可能性も十分考えられます。まだ比較的新しい始まったばかりの取り組みのようでございますが、市はこういった施策を将来的な空き家対策と位置づけるのか、その見解をお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 古川議員の御質問にお答えいたします。

今、リバースモーゲージローンの説明、それから賃料返済型リバースモーゲージローンの説

明は、古川議員が言われたとおりでございまして、この銀行ローン制度はJ T Iを活用しての空き家対策として有効な方法であると考えますが、現在このローンを取り扱う金融機関は県内にはございません。

ただ、県もJ T Iのマイホーム借り上げ制度を空き家の利活用として、この制度の必要性を考えており、制度を普及するためには取扱窓口の設置や協賛事業者の普及などの体制整備の説明を行っており、県の対応を見据えてからと考えておりますので、御理解願います。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 県のほうも注目しているという御答弁をいただきました。

確かにこういったローンタイプの空き家対策というのは、民間が大きな力を持って、民間の力なくしてはできないということになります。一つの空き家施策ということになりますが、こういったことが進められれば、市にとっても防災や防犯上の課題解決につながるばかりでなく、定住率のアップというような地域の活性化も期待できるのではないかと考えております。

そして、何より社会保障費が財政を圧迫している今、高齢者が経済的な自立をしようとするプログラムでございまして、こういったことに制度的な支援をするのは地方公共団体としての役割とこれから言えてくるのではないかと考えております。

今御答弁いただきましたように、今後の県の動向を見据えながらも結構でございまして。もし有効と考えられる場合は、こういった施策のバックアップをお願いしたいと、かように考えております。

それでは最後になりましたが、きょう非常に質問項目が多く、時間が足りるかなと思ひまして、ちょっと早口でどもりながらしゃべりましたら、案外時間が余ってしまいましたが、最後の質問でございまして。

最後に、地方創生の動きを受けてというテーマで質問いたします。

今、選挙が終わりましたが、安倍政権下では地方創生を最重要課題と位置づけ、地方再生をテーマとした戦略を推し進めております。その大きなポイントは、若者の就労、結婚、出産支援、また東京への一極集中の是正、そして地域の特性の尊重と、この3つということですが、基本は人口減少に歯どめをかけ、活力を取り戻すところにあるかと思ひます。

この9月には、まち・ひと・しごと創生本部が立ち上げられておりますが、新聞によりますと、全国知事会ではこういった政府の動きに対し、5年間で5兆円規模の予算を確保するように求めているとのことでございます。

いずれにいたしましても、この草案はまず自治体みずからが地元の地理的条件や伝統、さらには地場産業などを踏まえて、独自のまちづくりに知恵を絞りなさい、そういった自助努力をすれば政府も後押しをいたしますよと、こういったものかと思ひます。まさしく今、どの自治

体でも課題でございます雇用創出、若者の定住・移住、結婚・出産支援、福祉の充実など、こういった施策を目標を定めて取り組むべきであるという提言と言えるのではないのでしょうか。

当市は人口がふえているというものの、持ち家率は60%程度であり、決して定住率の高いまちとは言えません。定住率を高めるためには、もっと魅力のあるまちづくりを考えなければなりません。

また、当市のGDPでございますが、平成19年の1,500億円をピークに、ここ数年は1,300億円あたりをうろうろとしており、決して経済成長率の高いまちとも言えません。今、総合計画の策定に動き出したところでございますが、財政力強化につながる計画を念頭に置いていただき、そして地方創生に伴う政府の支援が確定した場合には、これをしっかり活用できるように市独自の施策提案を考えておくべきと思いますが、市はどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 古川議員の国が進める地方創生の動きを受けた市独自の施策についての御質問にお答えをいたします。

地方創生の動きとは、まち・ひと・しごと創生法の制定を受けた御質問になりますが、この目的は議員の御質問にもありましたとおり、それぞれの自治体が少子・高齢化の進展を的確に対応し、人口減少に歯どめをかける対策として近隣市とともに地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある地域としていくものです。

その主な視点は、地方に安心して働ける雇用の場の創設、若い世代に結婚、出産、子育ての切れ目のない支援体制である環境を整えるということの推進になります。

そのためには地方における活力ある経済圏を形成し、拠点機能を高めるために地方中枢拠点都市や近隣市との地域連携としての役割とネットワークを形成することも必要であるとしています。時代に合った地域のインフラの集約、公共施設、公共サービス等を集約することも考えていかなければならないものです。

11月に研修に行った際には、講師が、よく地方の都市では、当市はまだまだ宅地開発が進行しているから、しばらくは人口がふえるというような市を聞きます。それが大都市からの人口流入ならばいいんですが、単に周りの市町村からの人口を吸い合っているだけなら、このエリア全体で考えると、農村部やどこかでは衰退していることを認識しなければなりません。これからの地方中枢拠点都市構想や近隣市との地域連携では、人口が多い財政力のあるまちの役割が高まるはずであり、エリア全体を考えるような行政運営が必要であるというふうに話されてきました。

これから国が策定した長期ビジョンと総合戦略を勘案し、各自治体が将来の展望を示す人口ビジョンをもとに、今後の目標、施策の基本的方針を示す地方版総合戦略の策定にあります。

そのような地方創生の考えにおける御質問の市独自の施策になりますが、まち・ひと・しごとの地方創生の基本方針にもあります、先ほどからの御質問にありました、これから到来する超高齢化社会、2025年問題に当市の抱える課題は、新しく市民になった方と従来からの市民の方との隔たりが大きいということもあります。

これからの課題に対応していくためには、地域全体で受けとめる地域包括ケアに対応するためには、地域全体で地域のきずなづくりを進め、高齢者を初めとする市民が心豊かに生活できるよう、行政では手が届かない、行政ではできない個々の支援を、ボランティアやNPOなどを活用して市民の生活サービスを施策として構築しなければなりません。

また、都市部に集中する人口の歯どめ策には、先ほどのリバースモーゲージローンという空き家対策もそうですが、職員からの提案では老朽化した家屋の解体除去費の一部を助成するような提案が私のところに来ています。これにはいろいろな条件をつける必要があると考えますが、管理されない家屋がふえることは、防犯上の問題のほかにも、資産価値のないままの状態でも長く過ぎることが問題であり、空き家の解体を促進し、新たな住宅地として土地利用を活性化させ、人口をふやすというようなことも考えていかなければなりません。

また、都市部から瑞穂市の近隣企業に採用され、当市に居住された場合に、その企業に助成するというような施策もいいというふうに考えています。管理できなくなった柿畑や空き家、そして市内の雇用状況をセットにしたものをホームページで紹介し、定住策もいいのではないかと考えています。

また、地域の資源の活用の中に、朝日大学があるというふうに考えています。瑞穂市の将来は、この朝日大学が衰退するのと活性化するのでは大きな影響をもたらすと、岐阜に来るたびに地域の特性を生かした政策の学者、藻谷氏が言われています。全国各地から来ている朝日大学生が、瑞穂市の住みよさにひかれて市内の事業所に雇用され、定住してもらえる、そんな新しい流れをつくるにも、この朝日大学の活性化にはぜひとも連携していかなければならないと考えています。

このような施策がまち・ひと・しごとの地方創生の地方版総合戦略となるというふうに考えておりますが、いまだ内容がつかめないものでありますので、取り入れられる可能性があるならば、最重点に置き、積極的に進めていきたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） なかなか前向きな御答弁をいただきました。

これにつきましては、市長も何かお考えがあれば聞いておきたいなと思っております、どうでしょうか。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 古川議員から、地方創生につきまして御質問をいただいております。

さきの総選挙におきまして、私は地方創生に期待をいたしたところでございます。先ほど古川議員のほうから、地方創生におきましての定義につきましてお話しいただきました。まち・ひと・しごと創生法の定義ですね。私どもの森企画部長のほうからもお話を申し上げたところでございます。東京の一極集中の是正、どうしたらいいかというところでございます。これは国が考えることでございますが、実は時間もございますので余談になるかと思いますが、申し上げておきたいと思っております。

私はこの一極集中の是正、どうしたらいいかといったら、まず岐阜県の市長会、また東海の市長会、全国の市長会、私は出させていただきます。個々そのところで手を挙げて発言をさせていただきます。それには、やはり政治と経済を分離する。東京に経済も、そして政治も全部統合されている。一つであります。もしあそこで都市直下型の地震があったら、東日本の震災だけでも国の財政が大きく、直下型があったらとんでもない、日本の財政が破綻するような災害が想定されます。

ですから、まずそういうことも考え、一極集中の是正には政治と経済を分けるべきだということを、私は市長会でもそういった提言、このことにおきましては平成8年前後に国におきまして国会で決めまして、そのことを進めようとしたわけでございます。時の東京知事の石原慎太郎氏の一言で、なぜ遷都するんだ、あの人の発言力は大きいわけでございます。霞が関の官僚は外へ出たくない。ですから、国会で決めたことを流してしまったんです、そういう経緯。栃木県と東京から東濃へ、そして近畿の鈴鹿の3つで首都機能移転というのをやっている。岐阜県も5億円ぐらいの梶原県政のときに使った。私もねじり鉢巻きをして、東京から東濃へとやった一人でございます。それができなかった。それをやっておいたら、1,380万の東京の人口がまた東京オリンピックで肥大化する。まさに一極、これを地方へ分散させるということがあります。日本の政治では、政治と経済を分離できません。ですから、経済のほうの本社機能を地方へ移す。今回の地方創生の自民党、経済の分野、本社を地方に移す。地方に働く場所をつくる。これを期待したいと思っております。

そんな中におきまして、この瑞穂市、今、森部長のほうから申し上げました、一つには2025年問題と絡みまして、市の課題から地域包括ケアの中におきましての地域づくり、この中で高齢者を初めとする市民が心豊かに生活できるようにするために、行政では手の届かない、できない個々の支援やボランティアやNPOなどを活用した生活サービスを支援する施策を構築していくということ。また、空き家対策として、新たな住宅として人口の定着を図る、そして土地利用の活性化を図る、こういうことも申し上げました。もう1つには、地域の資源の活用では、朝日大学の活性化。朝日大学生が瑞穂市の住みよさにひかれ、市内の事業所に雇用され、

定住してもらえようような新しい人の流れをつくる、こんなことを申し上げたところでございますが、私のほうからははっきり申し上げまして、私どもは旧本巣郡としまして広域連合でいろんな事業を展開しております。この広域連携をいかに図るかというところでございます。揖斐と長良の間で広域連合をいかに図るか。それには何があるかというところでございます。

一つには、各市町の史跡名所、また伝統文化、産業がございます。この点を線で結ぶ。そして、観光のルート化をする。そういったあれを連携して図るということでございます。さらには広域連携で施設の整備、これなんかも過去に大月の運動公園というのを出しました。あれなんかは、本当は10万7,000人の広域連携、10万7,000人でしたらそういう施設も絶対に必要でございます。ですから、そういう連携を図って、スポーツ施設、また文化施設、健康施設と、そういったものを共有する、こういった地域創生を図る。

そして、広域連合とまた別としまして、瑞穂市独自の中におきまして市としての地域資源の活用で、雇用と財源の確保。何といたしましても地域創生には雇用、そして仕事ですね。仕事をつくり、雇用を創出し、そして財源を確保するというのが地方創生の狙いでございます。この財源確保には、はっきり申し上げまして市内を見ていただきましたら、21号バイパスがございます。その沿線に手のつけていないところがございます。こういったところがちょうど地域から、過去その地域が区画整理の話がございまして、頓挫をいたしました。その地域が、やはり区画整理をやらなくてはいけない、そういう声が出ておることも事実でございますし、そこには民間のディベロッパー、こういった開発をする、一つのまちづくりをする、こういった企業も進出をしたいというようなことがあるということも聞いております。

こういったところに新しい核をつくる。それによって働く場所、雇用の創出、そして先ほど朝日大学の学生は全国から来ております。こういった人がそこへ定着するとか、そういったことをすることによってできるわけです。こういったことも今後総合計画等々に入れまして、盛り込みながら、こういったことも考えていく。やはり地域創生でございます。

そしてもう1つ、瑞穂市内で言えますことは、まち・ひと・しごとの関係におきまして、2020年ごろに御案内のように東海環状自動車道路の西回りルートが、大体平成32年には完成すると言われております。少しおくれるかわかりませんが、完成は約束されております。そんな中で、大野神戸インターチェンジ、そして近いところでも糸貫インターチェンジができます。これに合わせまして、市内の岐阜県南・大野線の道路整備をようやく26年から着手をいたしております。ですから、この沿線に、市の総合計画に入れながら企業誘致の場所、土地を確保しながら、瑞穂市は何といたしましても地の利、利便性のいいところでございます。ですから、そういったことを考えていくというところでございます。それをきちんと盛り込んで、地方創生の国の方針の中でどういった予算活用ができるか、そういうことを見きわめながらやっていくということ。そうすると、まさに瑞穂市は夢のあるまちになるわけでございます。

先ほど申しあげました国道21号バイパスのところには、私は広域連合のことで申しあげることの一つを忘れてました。樽見鉄道という公共交通をいかに東海道線に連結させるか。これは広域連携でやりましたら、一つのまちではできません。広域連携で考えたら、今後はそういうことが地方創生の大きな課題になるのではないかと。そのことを申しあげて、市民のいろんな多岐にわたる要望がございしますが、そういう要望を、住民福祉の増進を図ろうとするなら財源の確保が、財源が豊かなら何でも皆さんの要望に応えられます。それが大事で私は今申しあげたことをぜひとも考えていきたいと、このように思っておるところでございます。私の地方創生に対する答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

実にうまく時間を使っていたなと思っておりますが、いずれにしても確かに森部長、市長のお答えの中に全て入っていると思います。この地方創生、補助金がつく可能性もございします。そういったときにおくれないように、しっかり今から施策提案ができるように準備を進めていただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（若園五朗君） 10番 古川貴敏君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は午後1時30分から再開します。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時30分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武、通告に従いまして、その後いじめに対する当局の取り組みについて、五六川の河川改修の現状と今後の見通しについて、3点目に都市下水の整備計画の進行状況についてを質問したいと思っております。

以下に関しては質問席で質問をいたします。よろしく申し上げます。

最初に、私はいじめ対策については、自分のライフワークというんですか、教育現場における一番重要事項として取り組んでまいりました。その意味は、いじめというのはまさに犯罪であり、いじめられる子供にとっては、将来にわたり過去の痕跡を残し、精神構造においてもいろいろ問題点が出てくるのが現状です。健やかに成長し社会人になるためには、いじめの根絶ということは非常に重要なことだと思っております。

しかし、私は、本来ですと6月、9月、2回もこの問題に質問をするつもりでございましたが、

御存じのように百条委員会の市道認定に関して、私は委員でないものですから、その問題を一般質問で取り上げてまいりました。その件に関しては、ここで述べるつもりはないですけれども、百条委員会の見解ときょうの西岡議員の一般質問における行政側の見解の相違というのが180度違う。こんな珍しい結果になっているということは、本当に悲しいことではあります。

それは別にしましても、私はこれから一般質問をさせていただきます。

ことしの3月の議会で、議案第13号瑞穂市附属機関設置条例の改正で、瑞穂市いじめ調査委員会といじめ問題対策連絡協議会が附属機関として設置されたもので、その資料で組織図が示されていました。私もこれを全員協議会で見ましたし、それに関して質問もさせていただきました。それから8カ月が過ぎた現在で、11月19日から今月の19日までパブリックコメントとして、瑞穂市いじめ防止条例方針案が行われております。この基本方針は、いじめ防止対策基本法第12条による基本方針であるのですが、この方針はどのように審議されているのですか。審議内容と経過を説明していただきたい。

というのは、私はいじめ防止案というのをここにインターネットで調べてきました。すごい分量です。いいことが書いてあります。しかし、これに関し、案というのはどこで審議されたのか、ちょっと御答弁お願いしたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 市の基本方針の案がようやく策定のタイミングとなりまして、今パブリックコメントをとっておるところでございますが、市の基本方針の策定にかかわっては、議員も今紹介していただきましたような瑞穂市での協議会や調査委員会とか、そういった設置のスケジュールを以前にお示ししているところでございます。

この市の基本方針については、昨年度作成したそういったスケジュールに沿って、今年度の策定を目指して取り組んでまいりました。市のいじめ防止の基本方針につきましては、6月の第1回市の連絡協議会及び11月の第2回市連絡協議会にて審議をしてきました。当初は第2回の連絡協議会で策定の見通しでありましたが、市民の方の意見を踏まえて作成したほうが望ましいと協議会の中で判断をし、パブリックコメント募集の期間を11月21日金曜日から12月19日金曜日と設定し、今募集をしているところです。1月をめどに策定をしていきたいということで、現在、案としてホームページ等で上げております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今の教育長の答弁で少し認識の違いというか、なぜかという、いじめ防止対策連絡協議会で6月と11月に開催して審議したということですが、そもそも瑞穂市いじめ防止基本条例は、いじめ問題対策連絡協議会において審議されるものなのか、少しこれは疑問に思っております。

いじめ防止対策法は、昨年の9月28日に施行されています。それは前に私も教育長に聞いておったところですけど、インターネットで調べると、このいじめ防止法で他の市町では昨年の11月からいじめ防止基本方針策定委員会を設置して、いじめ防止基本方針を策定し、ことし3月議会においていじめ問題対策連絡協議会やいじめ調査委員会の条例を制定し、ことしの4月からいじめ対策事業を行っておるとあります。

瑞穂市の現状はどうですか。今、いじめ防止基本方針のパブリックコメントを行っているということは、1年近くおくられているのが現状です。というのは、悲しいかな、いろいろな行政が3月の百条委員会等、いろんな問題点で教育委員会もその辺の対応がおくれたのかもわかりませんが、やはりそれはそれ、これはこれでしっかりとした対応をしていただきたいと思います。思っております。

いじめ問題対策連絡協議会は、瑞穂市いじめ防止基本条例を策定する協議会ではなかったのではないのか。3月議会の附属機関設置条例の改正での役割は、いじめ防止等のための対策を総合的に、かつ効果的に推進するための審議調整となっている。どこにも基本方針の策定と記載はされていませんが、いつから策定についても関与するようになったのでしょうか。いじめ防止基本方針策定委員会を先に設定しておけば、このようなおくれもなく、順調に進んできたような気がします。これは何も教育委員会だけでなく、行政側もこれに関しては関与しているはずで、それをある意味では教育委員会に丸投げをしているならば、これはまさに行政全体、教育面だけでなく行政全部を含めた、私は行政側にもこの件に関しては深入りをして、いじめに関して積極的に対策をとってくれと言ってあるはずなんですけれども、どうもそのような姿勢が見えないような気がします。

瑞穂市いじめ防止基本方針（案）を見ると、これは4ページですけれども、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、市基本方針の策定や見直し、いじめ防止の対策を総合的に行うものとあります。いじめ問題対策連絡協議会を設置し、市基本方針の策定を行う。このいじめ問題対策連絡協議会を設置したということは、これからのことを言っているのでありますけれども、いじめ問題対策連絡協議会を設置しているのではないのですよね。なぜかという、案の中にこれが書いてあるんですから。いじめ問題対策連絡協議会が発足したにもかかわらず、設置し、市基本方針を策定する、そのことが後先になっておるような気がするんです、この案の中に書いてあるということはですね。附属機関設置条例の改正での役割は、いじめ防止等のための対策を総合的、かつ効果的に推進するための審議調整となっておると思います、ここに書いてありますけれどもね。いつの間にいじめ問題対策連絡協議会がいじめ防止基本方針を審議するようになったのか。どうしてこのようなことが現実的に起こったのか、この点について御答弁を願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今議員の指摘をいただいたのは、案として提示しながら、案の中に連絡協議会の内容として、市の基本方針の策定や見直しを行うという、その文言が入っているということでございますね。

これにつきましては、教育委員会といたしましては、いじめ防止等のための対策を審議するという、その内容は今後必要な内容として連絡協議会の役割になりますが、連絡協議会の内容といたしまして、昨年度末にお示しをしましたこういったスケジュールの中に14条関係のそういった連絡協議会を置くことができる。それにのっとり、第1回連絡協議会を6月に、それから11月には第2回の連絡協議会を行う予定であるという表を事前にお示ししたところですが、ここの中の連絡協議会の役割の中で、第1回目は瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱、大きく2点目に実態把握及び瑞穂市いじめ防止基本方針の検討ということで、第2回目の11月におきましては、実態の報告に対する指導、助言、指示、並びに瑞穂市いじめ防止基本方針の策定という仕事をしたいということは、昨年度末にもお示しをしているところでございます。

また、いじめの基本方針を策定するというにかかわっては、11条に文部科学大臣はという条文がございまして、12条に地方いじめ防止基本方針にかかわって、地方公共団体は国のいじめの防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という）を定めるよう努めるものとするとうございます。この地方いじめ防止基本方針というのが、今回は岐阜県が策定をし、その岐阜県の方針を待って瑞穂市の教育基本方針を策定するという段取りでございます。

組織については、昨年度の終わりに繰り返し堀議員のほうからはいじめのことについてどうするんだという御指摘を受けておりました。県が出るのを待っているというのを私は繰り返しておりましたが、遅いと言えば遅いのかもかもしれませんが、私どもの考えは、その当初から県の方針を待って、そして瑞穂市の地方いじめ防止基本方針を策定したいということ、それから組織については連絡協議会を使って策定をしていきたいということは前からお伝えしているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 教育長が答弁されていたように、県の方針が出てからというような話を言われておりましたですけれど、可児市では基本方針をことしの3月10日に制定しておるものですから、このようなところと連携をとれば、内容的なことはほとんど変わってないと思う。瑞穂市が単独ですごいものの内容を、私が見た限りでも、でもこれも他市町も同じようなものをつくっておると思っております。ですから、そういう意味でも他の市町との連携をとりながら、特に可児市なんかは早目につくっておるものですから、そういうようなところと連携をとって

ただければ、県の方針を待つまでもなくできたのではないかと考えております。

そして、いじめ問題対策連絡協議会で瑞穂市いじめ防止基本方針を策定することにしてあれば、いじめ防止基本方針案はまだ制定されていない案件となっております。その辺のことはどう説明されるのですか。3月議会の附属機関設置条例の改正における事務は、いじめ防止等のための対策を審議するものではないかと思うんですけど、この辺のことが少し前後になっておるような気がするんですが、その辺のことはどのように思われるのか。今説明をされたことに近いかわからんですが、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今おっしゃっていただいているとおりでございますが、いじめの今回パブリックコメントをとっております瑞穂市いじめ防止基本方針の案につきましては、これが初めて市としての地方のいじめ防止の基本方針ということで、広く皆様に理解していただくものとして提供できる初めての場になるわけですね。

そういった中で、いじめ防止のための瑞穂市が実施する施策として、組織の設置という4ページのところに瑞穂市のいじめ問題対策連絡協議会を位置づけておりますし、その2にいじめ調査委員会、3にいじめ未然防止・対策委員会（拡大委員会等）、そういう組織を位置づける中で、瑞穂市ではいじめ問題対策連絡協議会という場で、議員が言われるようにいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため審議、調整するという、その内容を持たせるということが初めて市民にもわかる内容になっていくわけでございますが、その前のところに市の教育方針の策定や見直しを行うといった内容も、瑞穂市のいじめ防止にかかわっての組織として、そういった位置づけも方針の策定をするという段階で今使っていますけれども、これをまた見直すという内容も、この連絡協議会を通じて私ども教育委員会は意見をいただきながら進めてまいりたいということで、これからも含めてここに位置づけております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 本来は瑞穂市いじめ防止基本方針が決定されて、その中でいじめ問題対策連絡協議会がいじめを防止する条例を策定するというのがいいんじゃないかと思うんですけども、なぜかという、今言うようにいじめ防止基本方針というのが決められて、そしていじめ防止対策連絡協議会、そしていじめ調査委員会を条例で制定し、それに対応するというのがベターではないかと考えております。

他市のインターネットなどで調べますと、いじめ防止基本方針を受けて、いじめ防止対策推進条例とか、いじめ問題対策連絡協議会等の設置条例を制定しているとあります。市民へのわかりやすさで言えば、個別に条例を定めたほうがよりわかりやすいと思われそうですが、その辺のことはどのように教育長は思われるか、ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 地方のいじめ防止の基本方針を策定するというにかかわっては、文部科学省の初等中等局から、また文部科学省高等教育局長からの通知がございます。そういった中で、いじめ防止の基本方針の策定にかかわって、一つの方向を示されております。

その中をちょっと紹介いたしますが、これはQアンドAの形で文科省の考えを示されている内容なんです、地方教育方針を策定しようと考えています、これはクエスチョンの部分です。地域教育基本方針は、何をもって策定されたこととなりますか。例えば、地方公共団体の長の決裁や議会の議決、教育委員会会議での決定等が必要でしょうか。また、国のいじめ防止基本方針13項では条例などの形でとありますが、条例で地域基本方針を定めるとはどのような意味なのでしょうかとクエスチョンがございまして、それにつきましては、これはアンサーのところですが、地域基本方針の決定手続について法律上特段の規定はありませんので、地方公共団体それぞれで決定方式を判断してください。例えば、都道府県において私立学校に関する内容も含めて地域基本方針を定める場合には、教育委員会会議での決定のみでは不足と思われる。私立学校もおりますので。各地域の行政内部の所掌などに注意しながら、決定方式を確認してください。また、国のいじめ防止基本方針で条例などの形でとありますが、例えば条例で基本的な方向性、講ずべき対策の内容、詳細な行動計画の策定、重大事態発生時の対処のあり方、附属機関の設置等を体系的に定めることも考えられます。条例を定めるかどうかも含めて、各地域で主体的に判断してくださいということでしたので、条例が全てということではないという判断が示されております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 教育委員会の立場としてのそういう判断かもわからんですけど、これはやはり議会にもその辺のことで条例になれば審議の機会もありますし、意見等に関しても言えることもできるものですから、一度その辺のことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 現在、連絡会議のほうで策定をお願いして、今ここまで進んでいるところですので、何とか附属機関ではありますけれども、協議会のお考えを尊重していただくというような形で前に進めさせていただきたいと思っております。

そういった議会について、もちろん十分理解いただけるものを策定したいと思っておりますので、どうか御理解をお願いします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 最終的に理解できるような案というのをを出していただきたい。

それというのは、教育長を責めるわけじゃないんですけれども、余りにも独断専行、この前の保育園の民営化の問題ですけれども、突然にああいうような形を審議されて答申をされて出てきたような話が出てくると、それに関しては非常に疑問を感じる。それは教育長だけの問題とは言っていない。それはやはりその中の体制的な職員の自覚の意識、そして自己の本当の意味での主張というのがなされていない。そういう形だからこそ、今のような形が突如出てきてしまうのが現状だと思います。そういう意味でも、私自身はずっと、議員8年になりますけれども、だんだんそれがひどくなってきたような気がします。初心に戻っていただいて、よく精査して、そして進めていただきたい。だから、今言うような形で本来は条例をし、議会を通して、そして市民に周知徹底するというのがベターだと思いますけれども、そのようしていきたいということに関して、今この席でだめだとか言えないですから、よくよく精査していただきたいと思っております。

では、これからの件ですけど、いじめ防止基本方針の制定がされたとして、来年度においていじめ防止対策に係る事業は何か予定されておりますか。具体的にあればちょっとお答え願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市におけるいじめ防止に向けた取り組みということで、瑞穂市のいじめ未然防止教育推進事業というのを立ち上げております。

これにつきましても、こういった中で学校等で進めていくというようなことで、いじめ未然防止について具体的なスケジュールを持ってはありますが、今年度の取り組みといたしまして、一つは小学校6年生を対象にした心理検査、Q-U検査というのがあるんですが、それは学級集団に対する所属の満足度ですね。そういったものを調査しながら、所属意識の弱いというか、満足してない子に対して、集団になじめるように配慮するということが事前として把握できるという調査なんですけど、こういった調査を導入いたしました。

また、子ども議会におけるいじめ防止も決議というような形で、今、全小・中学校でいじめ防止に関する宣言とか決議とかがなされました。それから、各学校がそれぞれ特色のあるいじめ防止の実践も始めております。こういったことについては、いろんな場でまた紹介できるかと思うんですが、各学校に寄っていただくと、各学校の中でこういったいじめ防止については、子供たちはこういう宣言をして、こういった活動を今取り組んでいるということが紹介できると思います。学校や何かにお立ち寄りの際に確認していただきたいと思っております。

また、アンケートや教育相談の実施も細かくやっておりますし、いじめ未然防止・対策委員会というのを各学校内で設置済みでございます。そういったことも含めて、現在取り組んでいるということで御紹介させていただきました。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 今言うように、教育現場における生徒間の啓蒙というんですか、教師のその辺の意識というんですか、非常に重要なことですし、弱者、障害者に対する偏見というんですか、そのようなことが時たま何でもない教師の言葉から起きる場合も多分にあるものから、その辺のことを重々気をつけていただきたいと同時に、これは行政側をお願いしたいんですけれど、今、教育長が言われたアンケートとか悩み相談とか、そういうようなことに関して、これは教育委員会、それから学校に対してなかなか言えない。昔、うちの息子があれしたときに、内申書の問題とかいろいろなことがあって、なかなか言えないというような時代もあって、今はそういうようなことはないと思うんですけれども、子供なり親さんが相談というんですか、ポスティングというんですか、そのようなことのできる行政的な機関をというんですか、場所というんですか、そのようなことを設置する考えはないのかどうか。

前もそういうことを僕言ったことはあるんですけれども、教育委員会と教師に対する不信感ではないんですけれど、やはりどうしても言えない。だから、行政側に相談したいと。特にこれからは市長の教育に関する権限がたしか強くなるはずですから、その辺のことも含めて、やはり行政側が一定の方針というんですか、一定のしっかりしたことを持つことが、教師の自覚、教育委員会の職員の方の自覚、そして学校全体のこの目配りができることではないかと思うんですから、その辺の考えがあるのかないのか。実質的に検討でなくして、本当に前向きに考えていただけるか、ちょっと行政側の答弁をお願いします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今議員のほうから行政側でそういった相談のポストとか、そういった場所をとという御意見でございました。

学校においては、いじめの相談ポストとか、そういったものも学校で判断して設置をしているところもございしますが、各学校の実情に応じて学校ごとで判断をしております。こういった設置をした場合に配慮すべき内容として、相談した内容は誰に見られるのか、そのことがまたどういうふうに分にはね返ってくるかというような心配等、そういったものも子供はします。こういった相談をするということに関して、しかるべき資格とか立場を持った方がしていただければいいんですけれども、なかなかデリケートな中身ですので、それを行政で設置すれば何が解決するという話ではなくて、教育委員会といたしましてはこういったいじめの悩み相談ということも、いじめのそういった相談相手として一番は学級担任です。過去2年間の相談件数の中では56%が学級担任に相談をしておりますし、28%が保護者というような形で、実際そういった悩みの解決には児童・生徒の近くで身近な場所で見守り、声をかけ、働きかけるような方が必要なのではないかというような考えもございしますので、教育委員会としては安易に行

政がということではなくて、事が起きた、重大な事案が起きたようなときには、行政の側で教育委員会とは離れた場所で評価をして、調査をしていただくというのは行っていただきたい内容ですが、日ごろの相談ということに関してはまだ検討する内容があるのかなと思っております。教育委員会としての意見です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 当然教育委員会としては、そういう意見になるのはごもっともだと思います。

しかし、僕が言いたいのは、例えば100人の生徒がおって、99人まではできて、あとの1人の生徒がそのような対応ができない弱い子であった。また、親さんがそのようなことができないとか、まして担任の先生が100%、本来は100%聖職者としての自覚を、聖職者という言い方はだめかもわからんですけども、そのような自覚でやっていられればいいですけど、よく新聞にたまたま今言うように無意識のうちにいじめを助長するような発言があったとか、いろいろなこととか、その辺のことでどうしても言えないようなことが起きた場合に、最後のあれとして僕自身が思うのは、例えば市長直属の秘書課とか、そういうある意味での秘密保持のできるような部署の方が対処できるような形をとっていただくというのが一つの歯どめにもなるんじゃないかと思っております。

教育長の答弁はわかったんですけど、行政側の答弁は全然しない。行政側はどうなのか。その辺のことを、このいじめ防止基本方針に関して、行政の顔が全然見えない。丸投げみたい、教育委員会に。もう少しこれに関しては、滋賀県の内じめの問題じゃないけれども、可児でも恐らく市長自身がそのような形で推進したもんだから先行でいけたと思っておるものですから、その辺のことでどのような考えがあるのか。検討する余地があるのか。今言うように、個人のプライバシーならプライバシーを守れるような方法を検討して、それでも云々というならいいけれども、何もなしで、プライバシーが守れんじゃないかというような形で行政側でいいのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

先ほど議員さんのほうから、いじめ防止対策推進法が今年の6月28日に公布、そして9月28日に施行されているわけでございます。

それで、この法律の中にはいじめ防止の総合的かつ効率的に推進をすることということで、目的がしっかりうたってありますし、その法律の中にはいじめ防止基本方針の策定の努力義務、それからいじめ問題対策連絡協議会の設置、そして学校の相談体制の確立、重大事案の対処などというものがおおむね法律の中にうたわれております。

それで、昨年の3月の議会に附属機関設置条例ということではございましたけれども、役所の中でどういう部局が連携をとってということでは条例を設置させていただきました。教育委員会と福祉生活課が中心になって、また重大事案が起これば総務ですよということで、この基本方針の4ページにうたわれているわけですが、一応責任所在というものをはっきりするということで、この附属機関設置条例を設置しております。そして、連絡協議会のほうも2回ほどということではございますけど、この中身というのはそれぞれの各学校の取り組み、そしていろんな実態、そして今後ということでは先ほどのいじめ基本方針というものをきちんと協議をされてきています。2回と言われますが、その中身は非常に濃いものがございます、それらについても私ども総務課のほうも参加させていただいて、内容を掌握しておる段階でございます。

また、万が一の場合にはどうしたらいいかというのは、総務は総務のほうで今協議をしております、今議員さんが御心配のような件もいろいろ出てくるだろうと思っておりますけれども、教師さんは今いろいろお話をされましたけれども、一応いじめが起こった場合の対応というのはどうしたらいいかというのを常々こうした組織もできていますので、隠したとか隠蔽ということはほとんど考えられないと思っておりますが、ある意味第三者の機関というのは市長部局でございますので、またそれらも含めて研究をしていきたいと思っておりますし、先ほどの条例等についてもわかりやすいということでは個別条例かと思っておりますけれども、基本方針の中できちんと皆さんにお示しし、またそれぞれの所管がはっきりしておりますので、万が一については、また御連絡をいただければすぐ動ける体制をとっておりますから、そのあたりは何とか頑張りますから大丈夫だと思っております。

[1番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 早瀬部長のにつこり笑って、何かごまかしのないように、ぜひお願いしたいと思っております。本当にこれはすごく重要なことだものですから、教育現場に対する基本的なことだもので、道徳と、それからいじめの問題というのは、これからの社会を背負っていく児童が健全な成長ができる基本的なことですから、ぜひ教育委員会もそうですけれども、行政のほうも対処していただきたいと思っております。

次に、これは御存じのことを再度質問するような形になるとは思いますが、祖父江、そして花塚、別府の排水機場と、河川に関する一連の改修なども含めて終わってきけるのに、最後の五六川の河川改修と、それから牛牧の排水機場等の整備が最終的な整備になり、そしてあとの下畑地区の湿地というんですか、遊水地という問題から解放された一つの形がとれるんじゃないかと思っております。その辺のことでまずは五六川の河川改修の現状と、今後の見通しについて質問をしたいと思っております。御答弁をよろしく申し上げます。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 私のほうから、五六川の河川改修の現状と今後の見通しについてお答えします。

現在、国土交通省木曾川上流河川事務所におきまして、犀川遊水池事業の一環として、五六川の牛牧閘門から下流部についての河川改修計画の検討が行われております。事業者のほうから聞きましたのは、まず五六川下流部の河川線形が今より大幅に変更になるというのがまず一つでございます。2つ目に、その変更によりつけかえが必要となります1級河川起証田川と牛牧排水機場の位置についても聞いております。

今後のスケジュールでございますが、これも国から聞いたんですけど、今年度は事業実施に向けた詳細な設計や工事に必要な現地調査を実施していくと。来年度につきましては、用地買収に必要な調査を実施していく予定であるというふうに聞いております。

もう1つ、2つ目の牛牧排水機場でございますが、これは昭和32年に県が湛水防除事業で整備しまして、それを瑞穂市が引き継ぎまして、今維持管理をしております。現在、牛牧排水機場の中に設置されていますポンプは、1.5トン毎秒が2台で、合計3トンということになっております。この牛牧排水機場は五六川の河川改修によって、先ほども申しましたように支障となりますので、事業者である国が機能補償として現在のポンプ能力3トン毎秒分と、あと建物の整備をしてもらう予定になっております。

今、治水上の話としまして、現在のポンプ能力は農地を対象にして算出されておりますけど、対象となる地域は将来にわたりましては市街化が見込まれますので、そこで現在の市のほうで将来の土地利用計画と整合させて家屋浸水を防ぎます、いわゆる内水排除を目的としたポンプ能力の調査と検討をしているところでございます。答弁は以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） それと牛牧閘門ですけど、文化的というんですか、史跡と言ったらいいんですか、それについての取り扱いというのがよく話題になってきております。国土交通省はどのような考えがあるのかという1点と、河川改修による国の方針に対して、市のかかわりというのは非常に重要になってきます。というのは、土地の買収、交渉、いろいろなことに関して、恐らく市がかかわってくることだろうと思っておるものですから、その辺の2点について御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 最初に、牛牧閘門についてお話をさせていただきますと、牛牧閘門の機能であります犀川から五六川への逆流防止の機能につきましては、国のほうで五六川の最下流部に代替施設を整備する予定であるというふうに聞いております。

また、現在の牛牧閘門をどうするかということにつきましては、今管理をしておりますのは県でございますので、県のほうに聞きましたら、現在の牛牧閘門は歴史的な価値もあるということで、何らかの形で残したい、残すように検討をしていきたいというふうに聞いております。

2点目の御質問にありました河川改修に係る市のかかわりでございますが、国のほうで河川改修の関連で1級河川の起証田川と牛牧排水機場を建てかえる工事は、国のほうが全て行います。ですけど、工事後につきましては、1級河川の起証田川は県が管理しまして、牛牧排水機場の管理は市が行いますので、そういった関係がございますので、今国と県と市の3者によって、そういった計画ですとか建設に伴う費用負担について随時協議をしているところでございます。

もう1つ調整事項としまして、今下水道が近接して市のほうで計画しておりますので、それで下水道の処理場からの処理水を河川に安全に放流できるように、今そのことについても国とか県と協議をしております。もう少し先の話になりますが、事業が進んでまいりますと用地買収ですとか、地元からの要望など市のほうへもあるかと思っておりますので、こういった対応につきましては、国のほうと連携しまして円滑に進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） これからに関しては、渡辺調整監の重要な役割というのが瑞穂市の環境整備に関して、非常に役割が重くなるものですから、ぜひ一つよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、最後に私がなぜ前もって質問をしたかということ、下畑地域の下水の処理場の件ですけれども、現状というんですか、この進捗状況とか基金とか、その辺のことを具体的に話していただきたい。というのは、今言うようにいろいろなうわさ話が出ておるんです。ここでそのうわさ話を言うということは、一般質問の席ですから控えさせていただきますけれども、なぜかといいますと、この前議員全体が研修に行った黒部浄化センターのパンフレットなんですけれども、これの事業の歩みというのがあって、早いんですね。昭和60年12月に基本計画設計がされて、61年10月に都市計画が決定され、61年11月に下水道法事業認可を受け、それから61年12月に都市計画法事業認可を受け、62年1月に工事を着手しておるというんですけれども、63年3月に浄化センターの用地取得をするという。最終取得かもわからんですけれども、そのようにして63年10月に浄化センター建設工事に着手。そして、平成4年1月に浄化センター運転開始となっております。それからすると、63年から平成4年、7年で開始になる。それぐらいスピード感が黒部のパンフレットを見るとあるんですけれども。

なぜかということ、状況的には下畑の犀川と五六川に挟まれた湿地というんですか、遊水地的

な場所と、この黒部の場所と地形的によく似た説明を受けているんです。そして、センターと同時に、広いスペースですけれども、附属的な形で体育館だとか、芝生の広場だとか、いろいろなものをつけてやっておるんです。ですから、今言うような形で、これを最初やるときも反対があったと担当の方は言うておりました。その辺のことで、御理解はいただかなければ当然のことですけれども、やはりスピード感というのは、今言うように60年に基本設計計画をして、運転開始が平成4年1月ですから7年でやってきている。

このパンフレットを見ればそのようなことで、別に鹿野部長を責めるつもりはないんですけれども、今後、都市計画の一般市民の方の意見聴取ということもやられておるみたいなので、その辺のことを含めてどのような考えであるのか、どのように進めていくのか。管の4経路というんですか、それも何か示されているみたいで、管渠がですね。だから、そういうようなことで言われているのは、ここに1カ所につくることによって関係管の工事費が高いというんですけれども、各箇所につくれば、その維持と、それからまた土地の買収とか、いろいろな問題が発生するのは当然なことだと思うものですから、やはり使用管渠がどんなものなのか。これは答弁できなければ結構ですので、その辺のことで、360億がひとり歩きしているのもそうですけれども、それに関して半分は国の補助があるとか、管渠全部計画図はあるか、どこからやるのか、全面管渠してやるのかと、いろんな考えがあると思うものですから、わかっている範囲というか、これからのその辺の部長の不退転の気持ちを示してほしいものですから、関連的なことで今言うように五六川の河川改修と、それから下畑の土地の問題とか、いろいろな排水機の問題ということをもっと質問させてもらっておるものですから、その辺のことで具体的に答弁できる範囲で結構ですから、ちょっと御答弁お願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 堀議員の御質問にお答えします。

今年度に入りましては、上半期は地元の説明会、それから地権者への説明会、また戸別訪問という形で我々の考えをできるだけ御理解いただくような努力をしまいたところでございます。

また、9月の広報「みずほ」では、処理場の基本的な計画をイメージパースにして、パブリックコメントをしたところでございます。その中では7件の御意見をいただきまして、公共下水道の早期着手推進という御意見が5件、それから治水上問題がある場所に下水処理場建設を選定することは適切でないとする意見が1件、経済的な管路整備と下水処理場の付加価値のある土地の有効利用を考えるべきとの御意見が1件でございました。いただきました御意見と、これに対する市の考え方につきましては、現在市のホームページで紹介をさせていただいております。

さて、これらの御意見も踏まえまして今後の予定ということでございますが、現在は平成27

年1月15日に都市計画法に基づく瑞穂市都市計画公聴会を開催する予定でいます。このため広報「みずほ」の12月号、また市のホームページでは、都市計画案の縦覧とともに、公聴会にて意見陳述を行っていただく方を募集しております。12月1日から15日までという期間で募集いたしまして、きのう5件の意見陳述の意見をいただいたところでございます。

この公聴会を開催いたしまして意見陳述していただき、今後予定しております瑞穂市都市計画審議会において審議していただく都市計画案をまとめ、平成27年3月に都市計画審議会を開催する予定で業務を進めております。その中で都市計画案につきまして、都市計画審議会に諮問し審議をしていただきたいと思いますと考えておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 言いましたように、時間もないことですから、ぜひ黒部の件と同じようにスピード感を持ってやっていただかないと、堀市政8年の一番重要な下水道の方向性さえつかめないようなことでは非常に困ったことなものですから、その辺のことを含めまして、ぜひ下水を推進し、そして環境整備をし、教育と福祉のまち瑞穂という看板のできるような市にしていきたい。そのための下水は何としてもやっていただきたい。以上です。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君の質問を終わります。

続いて、9番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき第1点、平成27年度予算編成について、第2点としまして穂積タリ地内にある市有地の整備について、第3点、前立腺がんの検診について、第4点、全小・中学校に太陽光発電システムの設置について、第5点、児童・生徒の問題行動の実態について、以上5点について質問をさせていただきます。

詳細については質問席から順次質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、平成27年度予算編成についてお尋ねをします。

①といたしまして、平成27年度市民税及び固定資産税の歳入の動向についていかがお考えか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの広瀬捨男議員の質問にお答えします。

まず住民税の関係でございますが、個人市民税につきましては、さきの9月議会でも説明をさせていただきましたとおり、国立社会保障・人口問題研究所が試算いたしました生産年齢、

いわゆる15歳から64歳までのデータからも、主な納税義務者となる年齢層の方は若干の伸びを示しております。

また、平成26年中の所得額をベースとする個人住民税につきましては、先日、12月8日に発表され、修正をされました7月から9月期の国内総生産（GDP）の改定値でございますが、マイナスの0.4から0.5への修正、また年率換算でマイナス1.6のところをマイナス1.9%となっています。給与所得者における本年度の賃上げの動向や、さきの人口の増加、あるいは給与所得者の特別徴収への推進切りかえ等、給与所得者における特別徴収につきましては、平成26年度当初予算に対して微増と予想しております。

また、事業者の方や譲渡所得者等の普通徴収については、株式等における軽減税率、いわゆる10%が本則20%となり、駆け込みの譲渡の反動減なども見込まれまして、平成26年度当初予算に対して減と予測しているところでございます。

また、結果、個人市民税全体といたしましては、平成26年度予算額に対して横ばい、もしくは微増と考えているところでございます。

法人市民税につきましては、平成27年度10月より法人税割が12.3%から9.7%に改正されることに伴いまして、平成26年度の当初予算額に対して減少するものと予測しております。現状の納付状況を見ても、昨年の同期と比べて減少しているのが現状で、今後の動向に注視してまいります。

次に固定資産税の件でございますが、固定資産税は、土地、家屋、償却資産の3種類にて構成されておりますが、平成27年度は評価がえの3年に1度の年でございます。

土地につきましては、標準宅地の価格を毎年算定しておりまして、路線価に反映しておりますし、また瑞穂市の現状は下落傾向が続いている状況でございます。岐阜県下全体かと思いません。

また、家屋につきましては、新築家屋の分は当然増額となるわけでございますが、既存の家屋は3年に1回の評価がえの年度に当たるため、家屋の減価分を見て減額になり、家屋全体としましては減少するものと予測しているところであります。

償却資産につきましては、地方における経済見通しが不透明な状況ではありますが、ほぼ横ばいと推測しており、また固定資産税全体としましては、平成26年度当初予算に対して若干減少するものと予測しております。

次に軽自動車でございますが、軽自動車は来年度より大幅な改正があります。平成27年度より、一般的には原付自動車、あるいは二輪などが最低税率2,000円となり、多くの車体では1.5倍となります。これもさきの9月議会で御説明させていただいたとおりでございます。また、28年度からは四輪車等について、平成27年度以降に新しく登録された車両には新税率が、また13年経過した車両についてはさらに重課の税率が適用されます。こうした中、来年度は平成26

年度当初予算額に対して約8%、いわゆる1億近くの予算化といいますか、額になると予測しているところでございます。

また、市のたばこ税につきましては、申告本数の減少は緩やかですが減少傾向が続いております。喫煙者は平成25年度に前年度比マイナス1.2%、全体で喫煙率が19.7ということで、過去最低を記録しております。そういった状況でありますので、引き続き減少すると見込んでおります。平成26年度の当初予算額に対しては、約1%ぐらい減少するものと予測しているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

いずれにしても、歳入のほうは微減というか減少のようでございます。それにつきまして、最近地方財政を取り巻く状況は先が見通せないというか、大変なときなんですけど、平成27年度、具体的に実施される事業についてお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 広瀬捨男議員の平成27年度の予算編成の中から、具体的に実施される事業についての御質問にお答えをいたします。

12月1日に市役所の各部局に通知をいたしました平成27年度瑞穂市予算編成方針において、市長より新年度の予算編成は消費税の引き上げが先送りとなり、増嵩する社会保障経費の財源確保が定かではない中、国がどのような方針や政策を示してくるか、不確定な要因が多分にあり、年末の衆議院の解散総選挙に伴い、国の予算編成方針、地方財政計画も大きくずれ込む状況を鑑み、骨格予算として計上するように指示を受けたところでございます。

ただし、計画的に継続的に進めているような事業については、この骨格予算とするのではなく、着実に実施できるよう当初予算に計上することとしています。具体的には公共下水道事業の推進、野田橋歩道橋の整備、柳一色橋の整備、西部縦貫道の整備、都市公園の整備、小・中学校のエアコンの整備、牛牧小学校の整備などを予定しております。

このほかにも社会保障番号制度の導入、第2次総合計画や公共施設総合管理計画の策定、さらには地方人口のビジョン、地方版総合戦略の策定、生活困窮者対策、待機児童の緊急解消など、待ったなしでやっていかなければならない事業についても、消費税の見送りに伴いまして先送りするわけにもいかない状況はありますので、当初予算に計上していきたいという方針を持っております。

また、必ずしも全てが新年度予算に反映できるわけではございませんが、公開しております新年度事業のヒアリングシートも御参考にしていただけたらというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

大事な仕事というか、継続しているような公共下水道、それから野田橋、それから柳一色橋の整備、西部縦貫道の整備、都市公園の整備、小学校で待望のエアコンの整備、そしてまた牛牧小学校の整備等々進めていただけるようでございますので、できるだけ計画的なものについては続けるような施策をとっていただきたいと思います。

第2点といたしまして、穂積タリ地内にある市有地の整備についてお尋ねをいたします。

穂積タリ3132番の2、3133番の2、3134番、3138番等の整備については、市はこの土地の実態を御存じでございますが、昭和46年から50年ごろにかけて、道路整備が目的で穂積町に寄附をされております。その後、平成9年10月4日付で穂積町長に対し、この土地の関係者13名が連署で道路整備促進要望書が提出されているのは御案内のとおりでございます。

前回質問させていただいた際、市長はこの件については40年も50年も前の整理ができていないということは残念であると。地籍調査も完了しているので、権利関係等を整理するよう所管のほうへ指示しますとの回答でございました。その後の経過についてお尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

タリ地区の地籍調査そのものの事業は終わっておるわけでございますけれども、このあたりの新しい公図に法務局のほうの登記については、まだきちっとでき上がっておるわけではございませんけれども、そこら辺の完了がいつになるかということはまだはっきりしてないようでございます。

なお、御質問のこの土地についても、長い間ということで御迷惑をかけておるわけでございますが、権利関係等の手続についても専門の方と調整をしておりますので、何とか少しでも進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） 今、総務部長からお話でしたが、長い間、権利関係ということですが、その関係の人たちが一部の住民相談といいますか、弁護士等に聞いた人が二、三あるわけですが、そんな早くから市に移管をしているんだから、そんなきちっとしたものを受けてないのかなというようなことで、非常に市のほうへの不満というのも強いので、先ほど言いましたように市長も前向きで、人がつけないのかどうか、なかなか大変だと思いますが、一時専門に部長の下でやるということで、部長からもお聞きしたんですが、ほかの仕事のほうで同じ課の中から回ったということで、それ以後やっちはみえるんだけど進まないというような

感じですので、早急にこのことについても解決に向けて検討して、見通しがついたよといういい返事があることを期待しております。

3点目としまして、前立腺がんの検診についてお尋ねをいたします。

瑞穂市は平成15年度から数年間実施されました。その後、中止されています。近隣の市町の多くが国の指導による胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの5項目のほか、岐阜県内の近隣の市町村で単独検査は医療費が高いということで、御案内の特定健診、健やか健診等に1項目、血液検査、P S Aを追加することが簡単で経費も安いということで実施されております。ちなみに近隣の市町をお聞きしてみたんですが、岐阜市、大垣市、各務原市、多治見市、可児市、関市、土岐市、美濃加茂市、町では北方町、岐南町、笠松町等が少しの経費で前立腺がんにかかる人が減少されているようだという市町もございました。

前立腺がんは定期検診を実施することにより、早期発見、早期治療が可能であり、医療費の節減にも寄与し、一石二鳥あるいは三鳥と考えます。前回議会の定例会に質問させていただいたとき、市長は議員指摘のように、県内でやっていないところが数少ないので、担当ともよく検討し、前向きに取り組みたいとの回答でございました。その後の経過について、詳しくお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 前立腺がんの検診についてのお尋ねでございます。

現在、県内の市での未実施状況、当市を含めまして本巣市、山県市、郡上市、飛騨市、下呂市などでございますが、こちらにつきましては有効性とか効果というところがないという判断のもと、未実施となっております。そして、平成26年度からは羽島市が財政的な観点から取りやめております。

平成26年6月議会で市長からは前向きに検討しますとの答弁がございましたので、それ以後に私ども担当課として改めて検討をし、新年度事業ヒアリングでも実施方法を含めて検討をしてまいりました。

その中での検討内容といたしまして、まずがんの死亡状況でございますが、平成24年度の岐阜県衛生年報というものがございまして、これの中の悪性新生物の死亡者の県内死亡率を見ますと、前立腺がんは4.8%で第6位、1位には肺がんの24.4%、2位には胃がんの17%、3位には大腸がんの11.8%と、これら上位と比較しますと低い位置にとどまっております。

また、年齢別死亡者数を見ますと、前立腺がんでの40歳代はゼロ人、50歳代でお2人、60歳代で13人と、若い世代の死亡は低く、85歳以上の高齢者の死亡が69人と多い状況となっております。肺、胃、大腸につきましては、40歳代からの死亡者がございまして、早期発見、治療が必要ながんと認識しております。また、前立腺がんは166人という数字がございまして、糖尿病の225人、慢性腎不全の300人などのこういった死亡する数より少ない現状というところ

がございます。

次に、がん検診としての有効性でございますが、がん検診の目的はがんの死亡率を減少させることにありまして、市町村が行っております集団検診は集団全体の死亡率を下げるために行っている対策型検診、これは一般的に住民検診と言われるものでございます。国のがん検診の評価とあり方に関する研究班の報告では、費用、効果の問題などが指摘されております。P S A検査を住民検診として導入すべきではないという結論が出されておるところでございます。

また、有効性に基づく前立腺がん検診ガイドラインというものの中で、住民検診の推奨グレードが5段階ございまして、この5段階のうち一番低いグレードとなっております。前立腺がんの検診が一番低いグレードとなっているということでございます。理由といたしまして、死亡率減少効果は証明されていないために、自治体が行う住民検診として実施することは勧められないとなっております。また、前立腺がん検診の不利益というところがございまして、このP S A検査による過剰診断と精密検査の合併症、治療による合併症がかなり大きいという指摘もされておるところでございます。

がん対策推進基本計画では、がん検診の項目について、国内外の知見を収集し、科学的根拠のあるがん検診の方法等について検討を行っております。これを受けて、都道府県は市町村が科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう引き続き助言を行い、市町村はこれを実施するよう努めるというふうになっております。こういったことから、公費を使って自治体で行うがん検診では、がんの死亡率減少につながるという科学的根拠がなければならないと改めて考えたところでございます。

前回6月の一般質問にも説明いたしましたが、国が示しますがん対策推進基本計画では、平成28年度までに子宮と乳がん検診の受診率を50%、胃と肺と大腸がん検診の受診率を40%を目標としております。これに対しまして、瑞穂市の平成25年度の受診状況を見てみますと、子宮がん検診の受診率12.3%、乳がん16.3%、胃がん3.9%、大腸がん12.4%、肺がん12.6%と低いことから、まずはこの状況を改善していくことが重要な課題であり、財源的にもますますここへ必要となってくるというふうに考えておるところでございます。

ちなみに、今申し上げました5つのがんの検診の平成25年度のがん検診の委託料だけを見てみますと、約4,000万円かかっております。この4,000万円なんですが、国が目標としております平成28年度の50%、40%を達成させようといいたしますと、総額で1億6,500万円。達成するために市民の方々ががん検診を受けていただくためには、総額で1億6,500万円の委託料がかかります。ちなみに今の4,000万円プラス1億2,500万円の財源が必要になってまいります。

それと、改めて前立腺がん検診に係る経費というところも検証をさせていただいたところですが、集団検診を想定いたしましたのは胃がん検診なんですが、こういった胃がん検診と同時に、日数制限もございますが、そういった中で実施いたしましたとして約400万円。あと、特

定健診、健やか健診などの受診者の方々に同時検診を実施しますと約630万円。そういうこと関係なしに市内の50歳以上の方々約9,000人お見えになります、市内の医療機関に行ってやってくださいねということで算定しますと、それぞれ受診率は20%前後を想定したときの数字なんです、920万円と。こういった経費がかかるという試算をいたしました。

以上、がんの死亡状況とかがん検診としての有効性をもとに検討いたしました結果、実施している市町村が多いということや、併用検診として安く済む検診ということ以前に、死亡率減少効果を示すがん検診としての有効性が不十分であること、またがん対策推進基本計画に基づくがん検診の受診率向上に重点的に取り組むことが今の瑞穂市の先決課題と考えましたので、現状におきましては実施にふさわしくないという判断をいたしましたところでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 詳しくいろんなやらないような方向で検討がしてあると私は言わざるを得ないんです。例えば県内の市は、念のためお聞きしますが何市あるのでしょうか、教えてください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 市におきましては21市でございます。

[9番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 21市で、先ほどずっとやってない、初め梶原知事が推奨されて全国的に広がったとも聞いておるんですが、そのころからずっと続けてなかったのが、先ほど言われた6市くらいで、小さいと言ったら失礼ですけど、瑞穂市より小さいくらいの市ばかりですね。

羽島市は前年度からということで、この前もお聞きしたもんで私もちょっと聞いてみたんですけど、いろいろごみ処理だとか何とかいうようなことで一時的にやめてみようかということですけど、今までやってきておるわけですね、15年から25年まで。9年か10年やっておるから、そういうPSAの値が高ければ、食生活だとかいろんなところで時々検査に行くということでもいいんですが、瑞穂市のようにずっとやってないわけでしょう。二、三年やっただけで。そういうことだと、住民のためにも本当に恥ずかしいことやと思うんですよ。例えば21市で7市だけ小さいところがやってないと。そんなことをいろいろ金額のことを言われたんですけども、その特定健診の中で、あるいは健やか健診の中で1項目入れるだけということで、安くやっているとあるわけですよ。私もどうだろうと思って課へ行って聞きましたら、ある課の人では部長には聞かなかったんですが、市長があれだけ言われたし、岐阜県内でやってないところがわずかだもんで、人口的には本当に数%だもんでやらざるを得んではないかというようにな

またの声を聞いておる、課の中でね。

部長が圧倒的に今の反論としか思えないんですけど、そういうあれは余り聞きたくないんです。前向きに安くやれる方法を考えてもらえないでしょうか。それはお医者さんのほうもいろいろあると思いますけど、私の知った人で、ここしばらくやっていなかったもんで、二、三年やったんだと思いますけど、それでやってなくてひどくなって、1回行くと、ひどくなっていますので高額医療の請求をしてくださいよといって通知が来るくらい金が要るそうなんです。そういうのを見れば、今別にかかる人は少ない多いじゃなくて、市として予防というものに力を入れる、国もですけど、それはぜひやっていただきたいと思うんです。もう少し前向きにやっているところの市町を一遍きちっと聞いてみてください。私は先ほど言ったところはきちっと聞いておりますので、やはり非常に効果があるということですから、やってないところを聞くんじゃないで、いずれにしても岐阜県内で恐らく九十数%はやっている、人口的に見ても。そういう点ではぜひもう少し、市長もそう言ってみえたんだから、きちっと課の中も統一してもらって、よく考えてもらいたいと思います。それで、今後前向きに考えていただいて、来年度ぐらいから何とかする方向にしていきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今高田部長が答えましたように、一応新年度予算に当たりまして、10月に事業ヒアリングというのを各部課でやったんですね。その中で今の問題、いろいろ数字を並べておったんですが、そういった状況も私たちも聞かせていただきました。

原課とすれば、先ほど企画部長が申しましたように、新年度予算は配当方式で行いますので、なおかつ骨格ということでございますから、新規事業については慎重にということを書いてあるわけでございますが、そういった中で新規の事業として上げるかどうかということを検討しました。その中で、先ほど来ありますように、いわゆる原課としては、先ほどの数字等を根拠に、むしろやらなければならない事業を、予算を削ってこれをやるについてはいかがなものですかというような話がありました。現実的に瑞穂市の状況としては、男性は肺がん、そして胃がん、大腸がん、そして女性は大腸がん、肺がん、胃がんというような傾向もあるというようなことで、そういったほうにむしろ検診をしていただく率を高めたいと、そういうような話も聞いておりまして、検討課題ということにはなっておりますが、いろいろ限られた予算の中で何を選択していくかということでは、原課の熱い思いから言いますと難しいかなという判断は私たち抱いておるところでございますが、今後そういうことも踏まえて検討をしてまいりたいと思います。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 副市長からもう少しいい回答が出るかなと思ってお聞きしたんですけど、

情勢というものは、くどいようですけど県内の大きな市町は全部やっているわけですよ。それは何でかと私は理由も聞いていますので、部長、特によく聞いてください、直接。どういうふうなんだという実情を。部下に任しておかずに。そういう点は部長の仕事は全体を眺めんなんで大変だと思うんですが、例えば部下のほうが言われていても、部長も強い意志の人らしいもので、なかなかそういうふうには動かせないと私は察しているんですけども、ぜひ時間を割いて大きい市町に聞いてみてください。大垣市なんか本当にいいことを言うと思いますし、岐阜市もですけど。ああいう大きい人口のところが考えているということは、それなりに岐阜市だって大垣市だってそんなにふだん予算が余っているというわけじゃありません。厳しいんですけど、厳しい中から予防ということについて、そんなけちけちすることは私はないと思うんです。

例えば十歩譲っても、そんなに言うなら一遍やってみようかということで、それで例えば数値が低ければ受けないんですから、安く済むんですから、そういう点は希望者だけ健やか健診、特定健診等々について、1項目入れて委託をします。希望者がやればその分かるだけですから、そういう点はぜひ実施していただくように強く要望いたしたいと思います。部長からの考え方だけ教えてください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 確かに実施しております他市の状況を直接私がお聞きしたということとはございません。そちらにつきましては、状況も確認をさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） そういうことでありますので、部長も前向きに考えていただきたいと思います。

次に4点目ですが、全小・中学校に太陽光発電システムの設置についてお尋ねをいたします。

現在、我が国の電気は主として、火力、原子力発電により賄われております。再生可能エネルギーである太陽光発電システムの設置を全小・中学校にすることにより、エコ教育等にも寄与できて一石二鳥と考えます。そして、ちなみに本巣市など新聞報道によれば全小・中学校に太陽光発電システムの設置の計画があるようでございます。

当市の小・中学校に対する太陽光発電システムの現状と、今後の計画についてお尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの議員の質問にお答えをいたします。

文部科学省の学校への太陽光発電の設置につきましては、新しい学習指導要領の中でも社会において節電などの資源の有効な利用、理科において光電池の働き、電気の利用、エネルギー

の有効利用の大切さなど、その主たる目的は児童・生徒の環境教育に生かすことが目的となっております。また、発電モニターを設置することにより、消費電力やCO₂排出削減量を算出し、太陽光発電の省エネルギー効果や環境効果について学習することも一つの狙いとしております。

そこで、当市の小・中学校における太陽光発電の設置状況ですが、平成21年度に穂積中学校、その後、平成22年度に巢南中学校、平成25年度に穂積北中学校と、順次太陽光発電を設置しております。近年は文部科学省においても太陽光発電の設置に当たっては、環境教育の目的以外に災害発生時において稼働可能となるような、自立運転機能などの停電時でも使用可能となる機能を持ったものを設置するよう進めております。

当市でも穂積北中学校においては、被災時の非常用電源としても活用できるよう蓄電池を併用した太陽光発電設備としていますし、来年度増改築を計画しております牛牧小学校においても同様の蓄電池を併用した太陽光発電を設置するよう計画しております。

今後、小・中学校における太陽光発電の設置については、国庫金の補助率の2分の1と高く、維持管理計画において大規模改修とあわせて順次進めていくよう計画しております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

そうしますと、今まで売電が主だったんですが、防災対策ということで蓄電池の併用も含めて進めていくというような考えのようですが、その場合に小学校中心から中学校ということで、ここはたまたま中学校は全校ということになっておりますね。小学校が逆に牛牧小からということですが、計画があるということですので、できるだけ早いうちに全小学校ができるように、改築とか改造したときに今までやっておみえになるんですが、例えば専門家にちょっと聞いてみたんですが、太陽光発電システムも軽くなりまして安くなり、補助が2分の1あるという今のことでしたら、災害もありますので蓄電池の併用で売電しないというのも一つのいい方法だと思いますので、できるだけ早く全小学校ですけど、中学はもう設置済みですので、全小学校にできるように、鉄筋で57年度以前のものだったら、鉄筋だと思いますね、建っているの。鉄筋コンクリートなら耐重は余裕もあるし、先ほど言いましたように重量も軽くなっているから間違いのないというような専門家の意見もありましたので、そういう点はできるだけ早くエコとか災害の対策にもなると思いますので、全小学校にいくようにぜひお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

それでは、最後の児童・生徒の問題行動の実態についてお尋ねをいたします。

先ほど堀議員からもちよっとお話があったので、重複することもあるかもございませんけど、よろしくお願いたします。

児童・生徒の問題行動の実態についてお尋ねをいたします。文部科学省が平成26年10月16日に公表した平成25年度の問題行動調査によると、県内の小・中・高生の暴力行為は1,000人当たり8.3件、前年度は6.8件とふえております。そして、全国平均は4.3件を上回り、全国で3番目に多かった小学生の暴力行為の増加が目立つ。県教育委員会によると、県内の公立小・中・高での暴力行為は前年比326件増の1,901件、このうち小学校は536件で202件ふえた。ずうっといろんなことが調べてあるわけですが、県教育委員会は本年度からスクールカウンセラーを全小学校で利用できるようにするなど、対策を進めていると。また、不登校の小・中学生は2,300人で、前年度より195人増加。1,000人当たり13.2人で、全国平均11.7人を上回っている。昨年9月施行のいじめ防止対策推進法は、児童・生徒が生命、身体に大きな被害を受けるいじめを重大事態と規定、発生は159校で181件だったそうです。

同法が学校に義務づけたいじめ防止基本方針は、ことし10月1日現在96.4%が策定し、いじめ防止等の対策のための組織の設置云々ということで書いてあるわけですが、全国調査ですので瑞穂市もその調査をし、報告がしてあると思いますので、25年度実績、前年度が24年になりますか、その実績についてお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 市内の小・中学校におけるいじめの認知件数ですけれども、24年度は27件、25年度は28件、11月時点で比較しますと本年度は14件と減少しております。

不登校の人数でございますが、平成24年度は84人、25年度は77人で、前年度より7名減少しました。今年度、26年度はさらに減少傾向にあり、現時点で53人となっております。昨年度は全国の1,000人当たり11.7とか、県の1,000人当たり13.2人を上回っておりましたが、ことしはそれを下回る見込みです。

生徒間暴力の件数ですけれども、24年度は19件、25年度は先ほど増加というような報告をしていただきましたが、市内においても25年度は30件と、25年度については県平均の1,000人当たり8.3件を下回り、全国平均の4.3は上回る25年度の30件というのは1,000人当たり6.1人という数字でございます。

また、11件増のうち10件が小学生によるもので、県同様に小学校における増加傾向にあったと言えます。今年度は、現時点で11件と減少傾向にあります。

生徒間暴力が原因で児童・生徒が登校を渋るような事案ということについて報告しますが、平成25年度に2件ありましたが、解決をし、元気に登校しております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 詳しくありがとうございました。

そうしますと、岐阜県内は余りよくない、特に小学校がふえているということですが、今数

字を聞いてみますと、割とという言い方はいかなのですけれども、他市町に比べては県内ではいいほうのように思います。

それで先ほども言ったんですが、堀さんから話があったと思いますが、25年9月、たしかいじめ対策防止推進法が施行されていると思うんですが、それに伴う具体的な取り組みについて、いろんなことで今やっておられると思うんですが、今後もうこういうふうになったらいい、具体的にはこういうことを進めていきたいというようなことを、堀議員とダブるところがあるかもしれませんけど、簡単にお願ひしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 先ほど堀議員のところでお話ししたようなQ-Uテストですね。これについては、25年度は小学校6年をモデル的に実施しました。その結果を受けて、学級担任のほうから、また教科担任のほうから子供たちへの配慮と申しますか、学級の中での満足度についてを十分に研修をした上で、満足が弱い子に対しての指導を十分に配慮するというところをした結果、これは1学期と2学期と2回実施をして、その変化を見たんですけれども、大変満足度が上がってきているということで、このQ-Uテストについては、新年度、全学年全学級のほうでやっていくような方向で今予算要望しているということが新しいお話としてできるかなと思っております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 具体的にそうやってやっってもらえるということで、いい数字が出てきておるかと思うんですが、先ほどたしか、確認ですが、小学校6年生だけをやっていただいた、それで新年度は全学級をということなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 小学校6年で実施したことで成果を確認できておりますので、新年度はそれぞれのクラスでということをお願いしているという段階でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 私もいろんな声を聞くもんで心配したんですけど、中学のほうは何か先生をやってみえた、私よりはちょっとあれなんですけど、中学校に勤務していたOBの方ですけど、ちょっと見に行っただけど、あんな中学校で教えたいと言われてたで、中学のほうはどこの中学とは言いませんけど、二、三回られたんですけど、いいようなことを非公式に最近聞いたんですけど、小学校が全国的に悪いということですけども、先ほど教育長が言われたように、早目に小学校6年生がやられたようなことを、短期間でもいいんですけど、いろんなことで細かいことも聞いてやろうかというようなことで、そういう調べをやっていただいて、そ

してできるだけすばらしい小・中学校になるように努力をしていただきますことをお願いいたしまして、少し時間が余っているんですけどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若園五朗君） 9番 広瀬捨男君の質問を終わります。

これで個人質問を終わります。

散会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時25分